

令和4年12月13日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

次世代育成・デジタル戦略推進特別委員会資料

目 次

ページ

1	子育て支援について	1
(1)	子ども・子育てを取り巻く現状	1
(2)	子ども・子育て支援に係る取組み	14
(3)	「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について	19
(4)	新型コロナウイルス感染症に係る取組み	21
2	児童虐待対策について	23
(1)	児童虐待相談対応件数の状況	23
(2)	児童相談所の体制強化（県所管域）	24
(3)	市町村や関係機関との連携強化の推進（県所管域）	25
(4)	社会的養育の推進（県所管域）	26
3	いじめ等への対策について	28
(1)	令和3年度神奈川県児童・生徒の 問題行動・不登校等調査結果について	28
(2)	県教育委員会の主な取組み	37

1 子育て支援について

(1) 子ども・子育てを取り巻く現状

※ 以下の図表は、直近のデータに基づいて更新していますが、データの公表時期にばらつきがあることから、図表ごとに直近データの時点が異なっています。

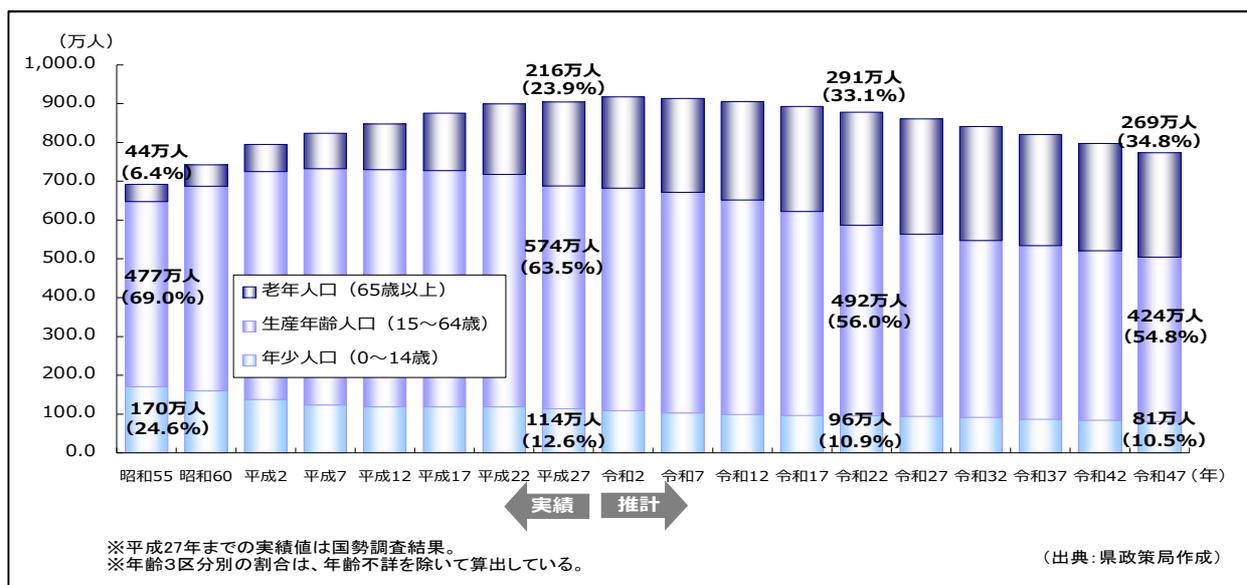
ア 少子化の現状

(ア) 年少人口等の状況

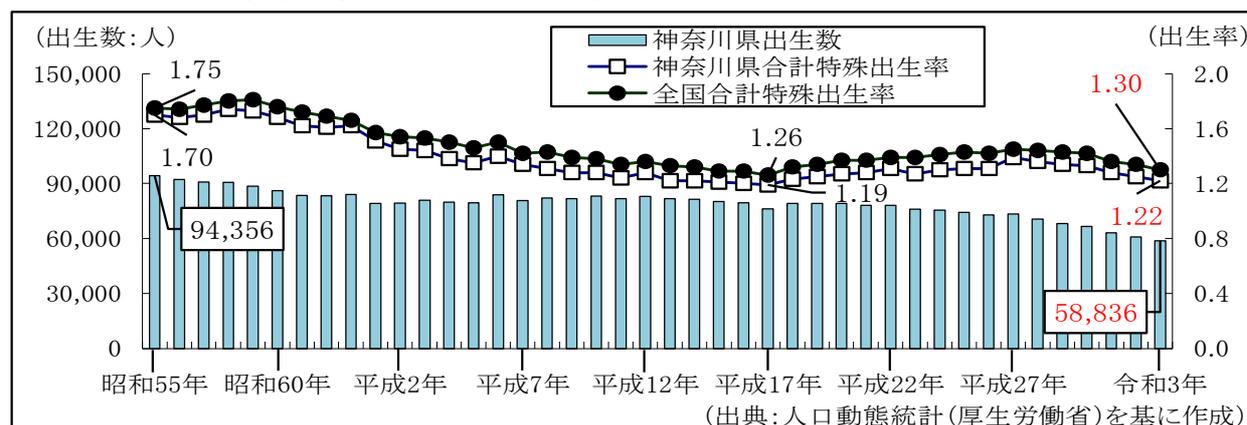
本県の年少人口(0～14歳の人口)は、減少傾向が続いており、平成27年の約114万人に対し、令和22年には約96万人に、令和47年には約81万人に減少すると推計されている。

合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.19を記録した後は上昇に転じているが、令和3年は1.22と、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準(2.07)を大幅に下回っている。また、出生数も昭和55年の約9.4万人に対し、令和3年では約5.9万人と大幅に減少している。

■ 県の年齢3区分別の人口推計(中位推計)



■ 出生数、合計特殊出生率の推移(全国、神奈川県)



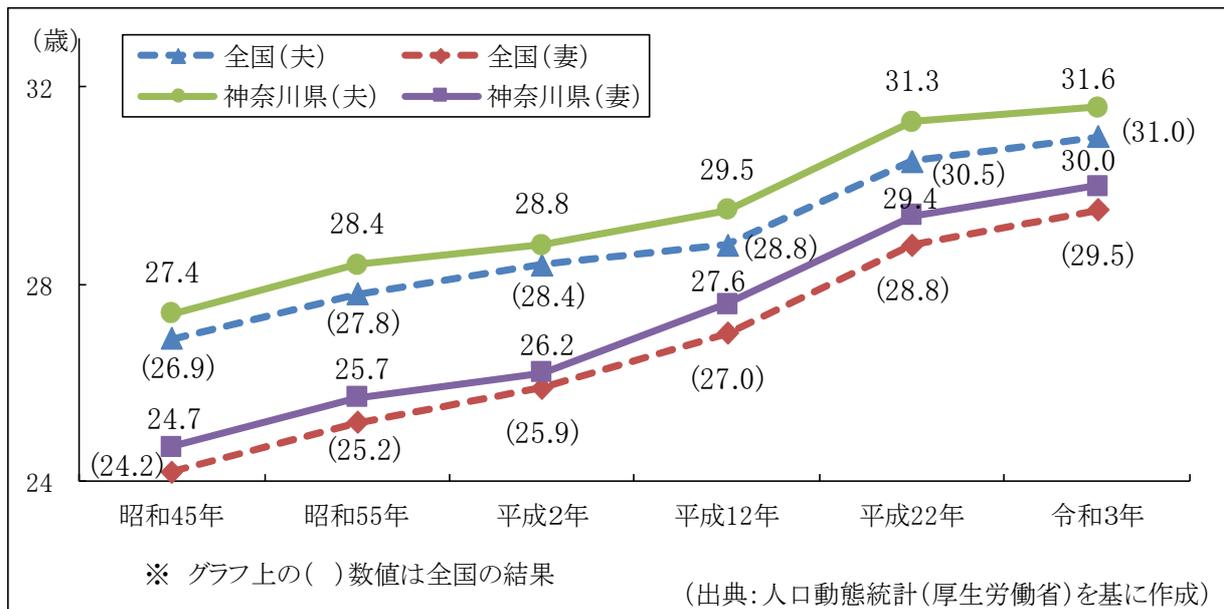
(1) 結婚に係る現状

a 晩婚化・未婚化の進行

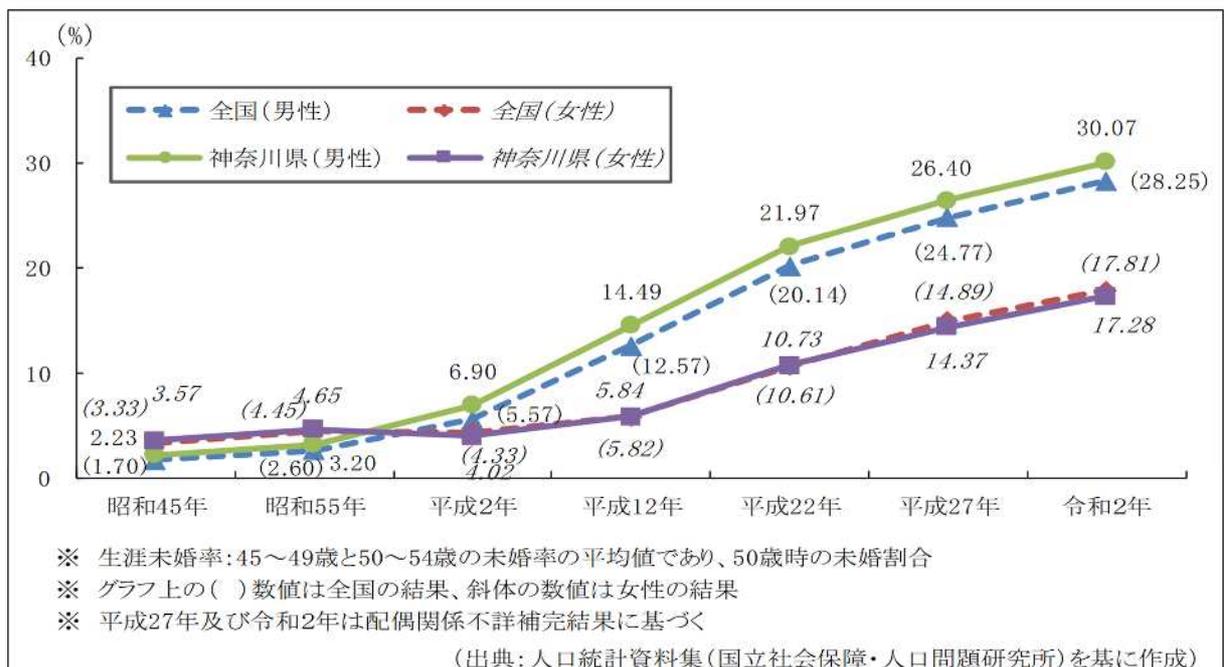
本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行している。

また、本県の生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も全国の傾向と同様に増加しており、昭和45年から令和2年の50年間で、男性は約13倍に、女性は約5倍に増えている。

■ 平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



■ 生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）



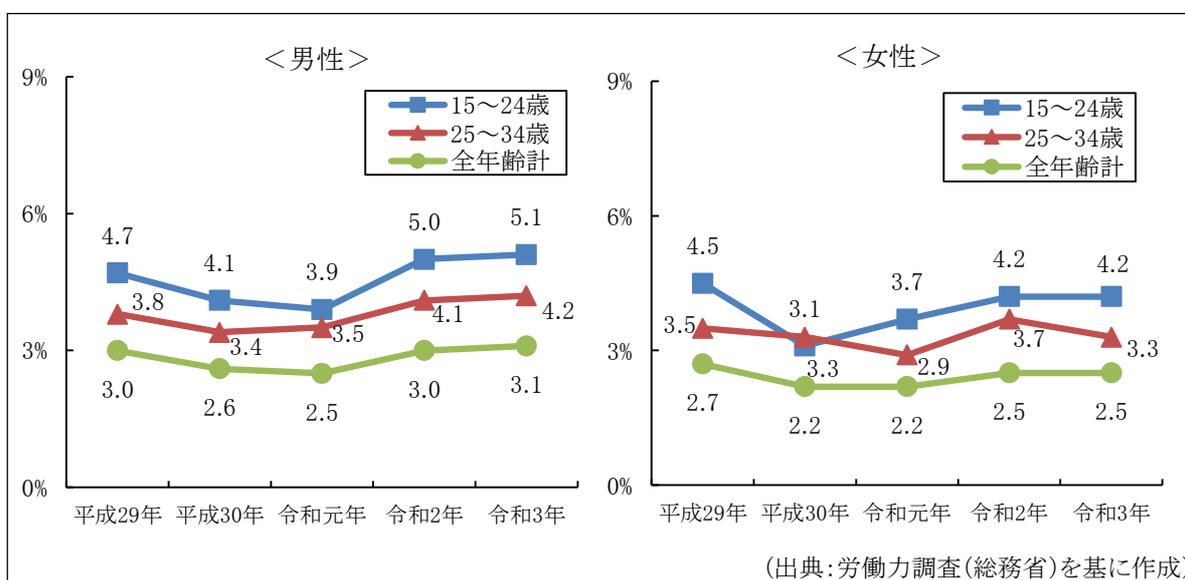
b 若年者の就労状況

全国の若年者（15～34歳）の完全失業率は、男女ともに全年齢の合計より高い水準になっている。令和元年まで概ね低下傾向であったが、令和2年から全体的に上昇した。

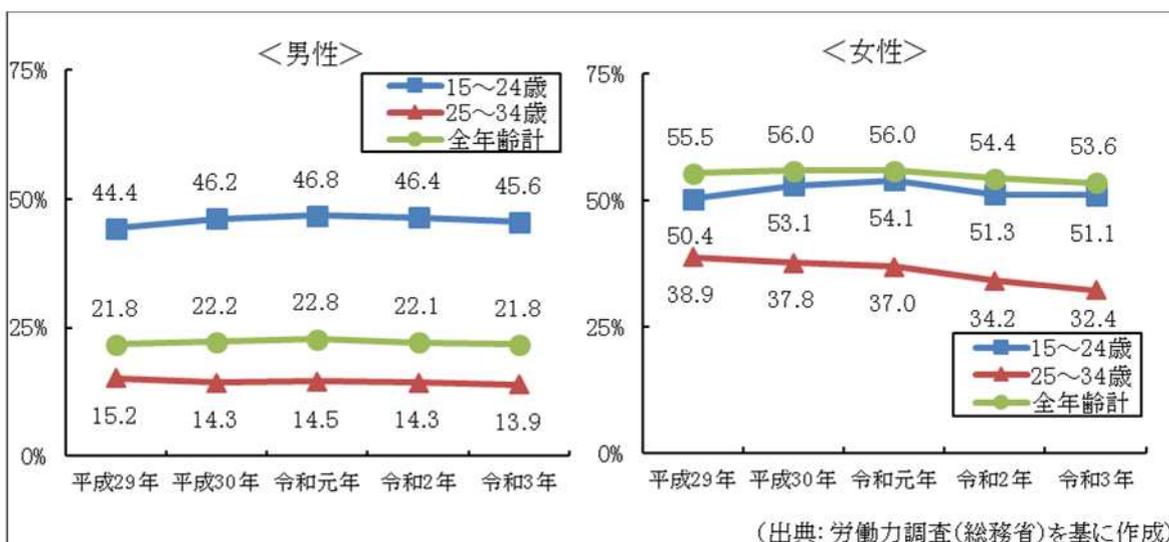
また、非正規雇用割合は、近年概ね横ばいで推移しているが、25～34歳の女性でやや低下傾向がみられる。

さらに、雇用者の平成29年の所得分布を平成9年と比べると、20歳代では250万円未満の割合が増加し、30歳代では400万円未満の割合が増加している。

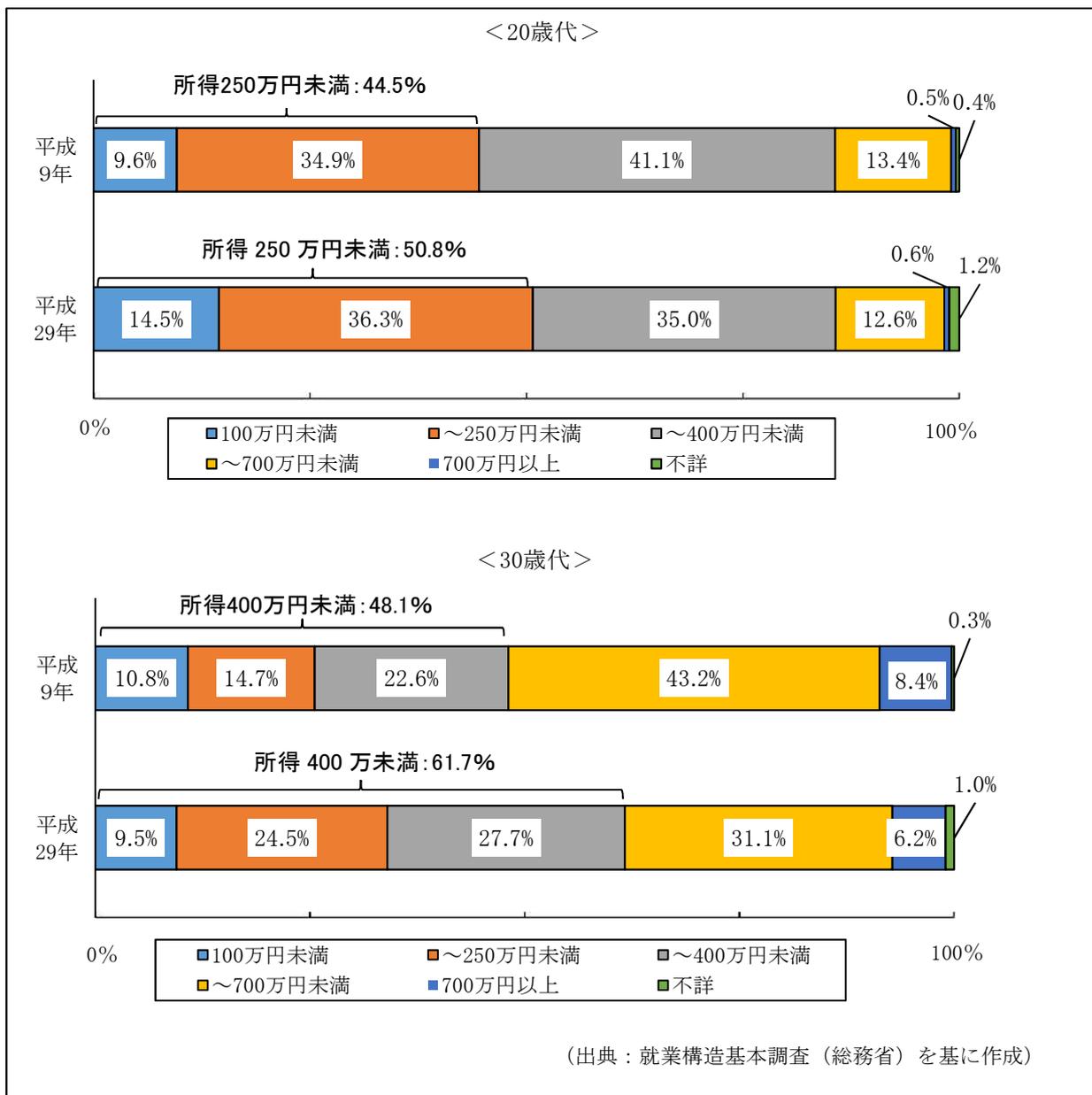
■ 若年者の完全失業率の推移（全国）



■ 若年者の非正規雇用割合の推移（全国）



■ 20歳代・30歳代の所得分布（全国）



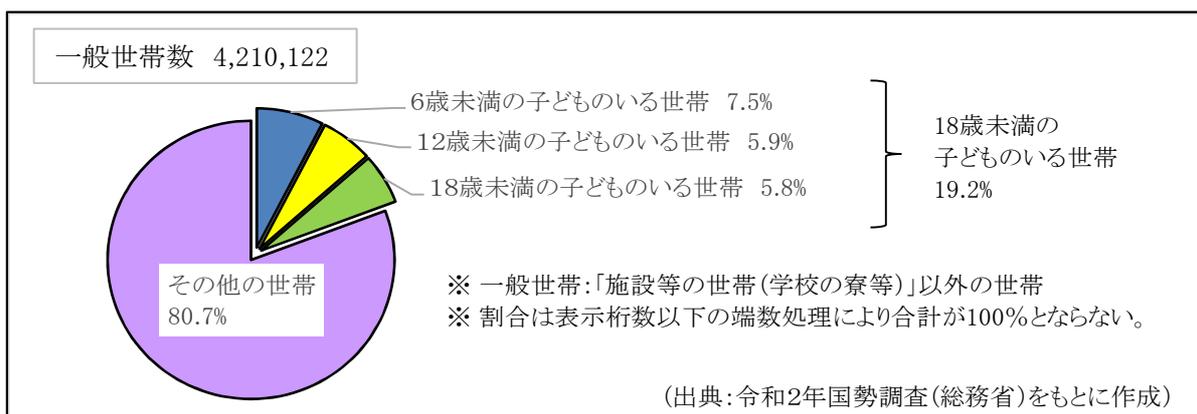
イ 子ども・子育てをめぐる現状

(ア) 家族のかたちの変化

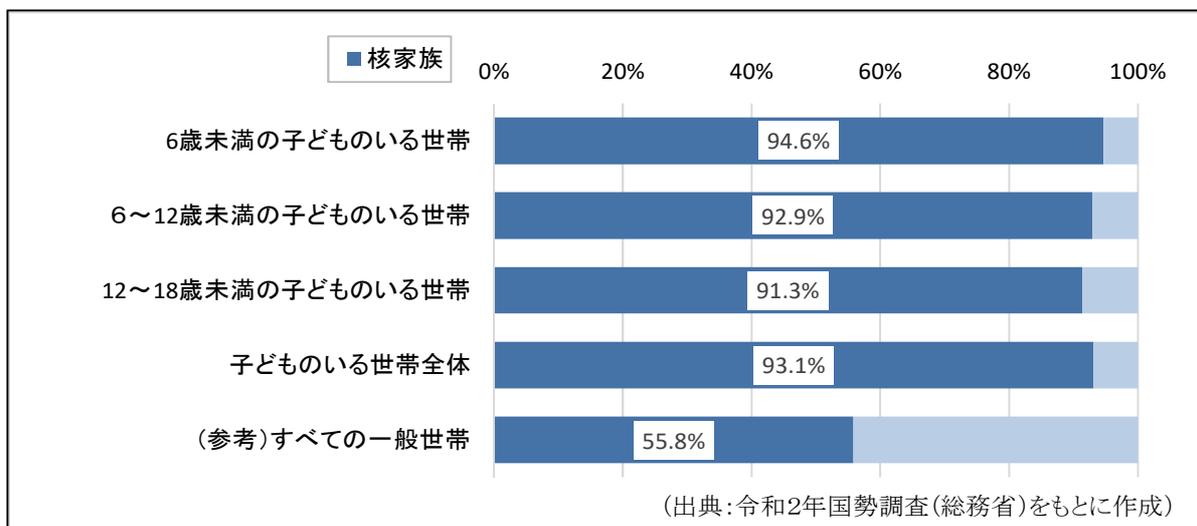
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年では全体の2割以下となっている。また、子どものいる世帯の約9割が核家族となっている。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成24年の47.1%に対し、平成29年では55.6%と増加している。

■ 子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



■ 核家族の割合（神奈川県）



■ 夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位:世帯数、%)

	平成24年			平成29年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,248,500	588,300	47.1	1,177,700	654,600	55.6
全国	16,386,900	8,807,700	53.7	15,312,000	9,084,300	59.3

※ 子どものいる世帯総数:「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

※ 夫婦共働き世帯数:子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典:就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

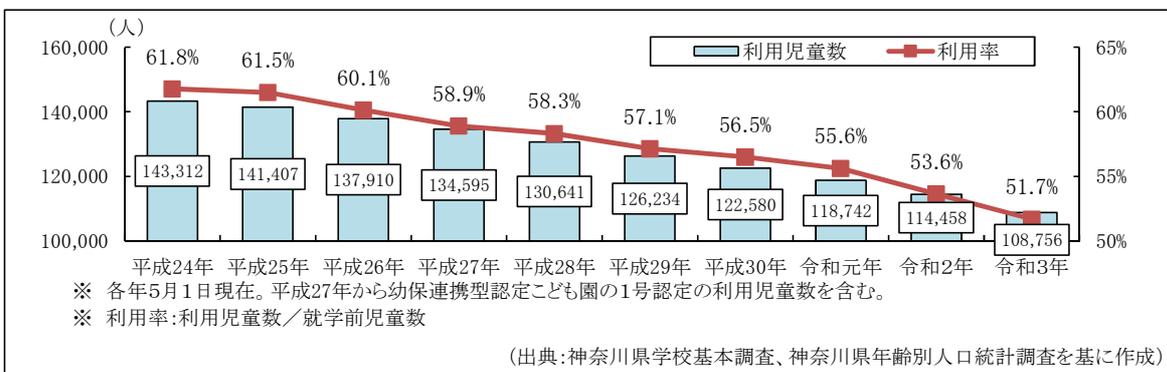
(イ) 県内の教育・保育サービス等の利用状況

県内の幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあり、令和3年では108,756人で、就学前児童数に占める割合は51.7%と低下している。

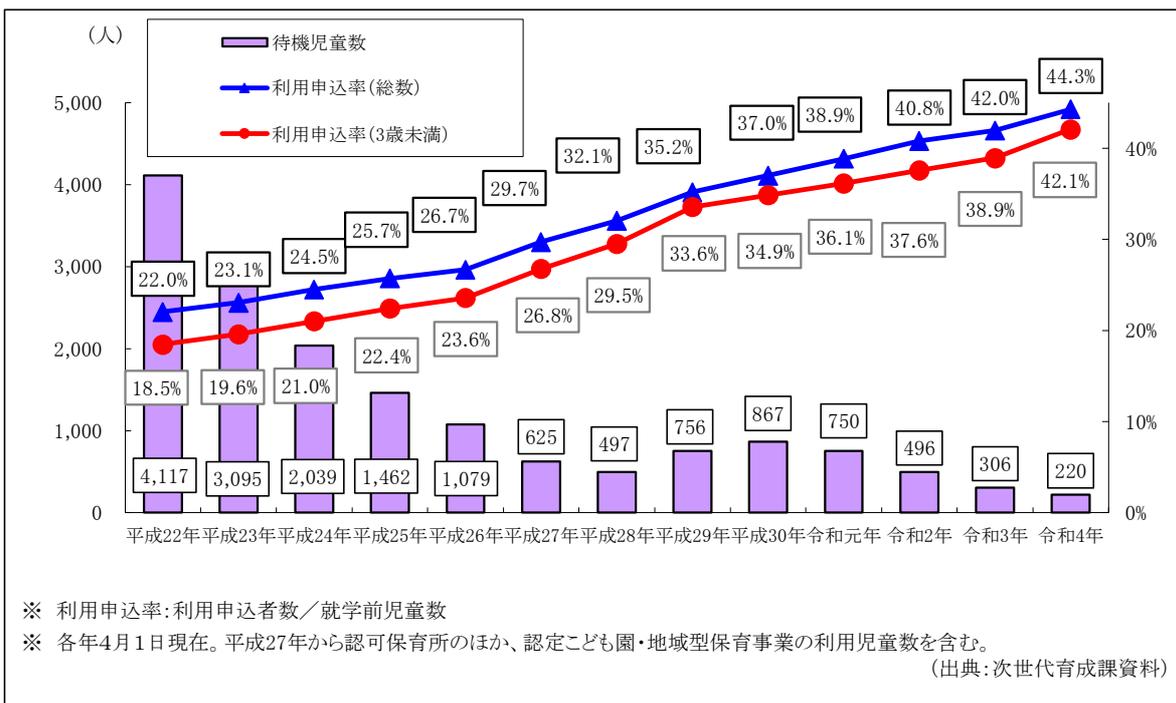
一方、保育所等の利用については、令和4年の利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）は現在の集計方法となった平成14年以来最高となったが、保育所等利用待機児童数は220人と4年連続で減少し、過去最少を更新した。

また、放課後児童クラブの登録児童数についても年々増加しており、令和2年の68,885人に対し、令和3年では80,449人と大幅に増加した。一方、待機児童数は令和2年の611人に対し、令和3年は573人と減少している。

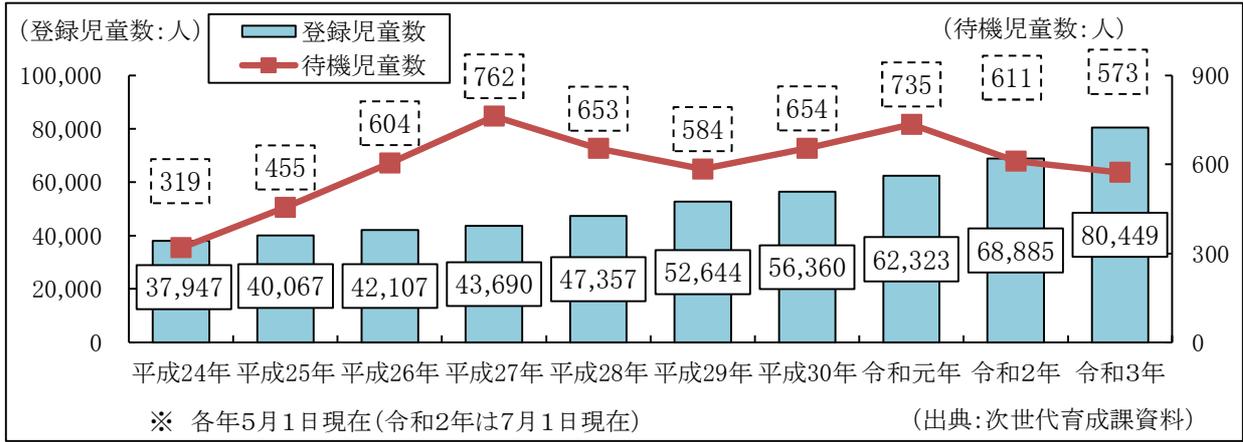
■ 幼稚園等利用児童数等の推移（神奈川県）



■ 保育所等利用待機児童数等の推移（神奈川県）



■ 放課後児童クラブ登録児童数等の推移（神奈川県）

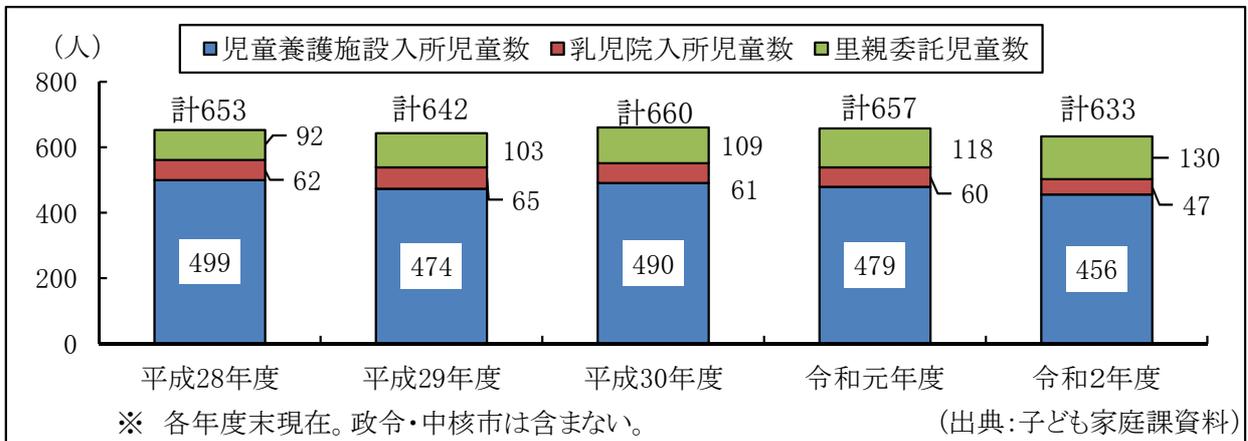


(ウ) 支援を必要とする子どもの状況

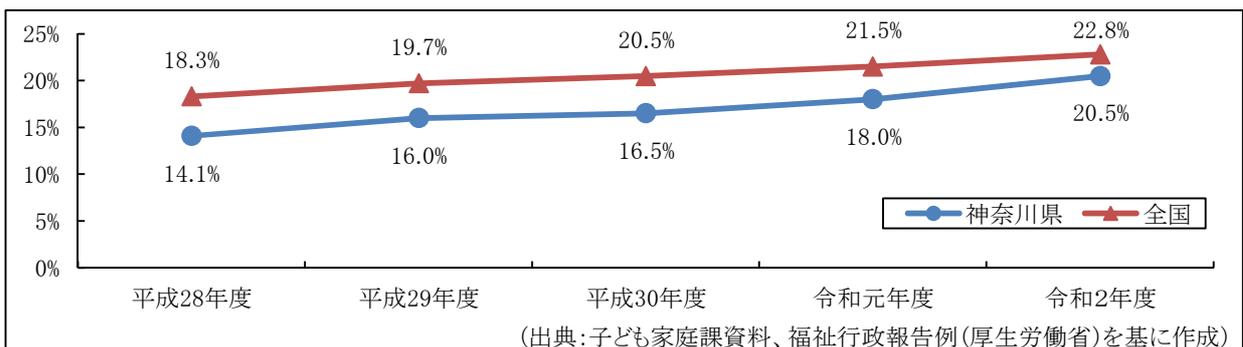
a 社会的養護

本県における社会的養護を必要とする子どもの数は、650人前後でほぼ横ばいで推移している。そのうち、里親・ファミリーホームで養育される子どもの割合である里親委託率は、増加傾向にあり、令和2年度は20.5%となっている。

■ 社会的養護を必要とする子どもの数の推移（神奈川県）



■ 里親委託率の推移（全国、神奈川県）



b 子どもの貧困

平成30年（新基準）の日本の子どもの貧困率は14.0%で、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしている。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）では、大人が2人以上の世帯の貧困率が11.2%であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は48.3%となっている。

なお、平成30年の全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は686.8万円であるが、母子世帯は231.1万円となっている。

■ 貧困率の推移（全国）

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	
								新基準
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%	15.4%	15.7%
子どもの貧困率	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%
子どもがいる現役世帯	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.1%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.6%	10.7%	10.7%	11.2%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	124万円

※ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額

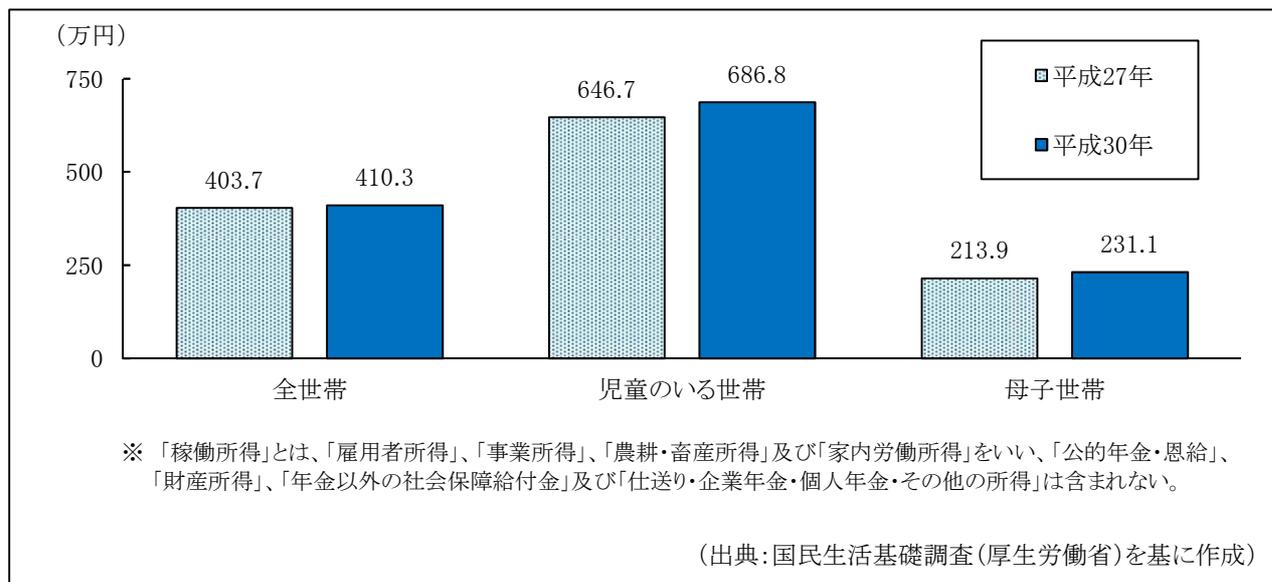
※ 相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合

※ 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

※ 平成30年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新基準に基づき算出したもので、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

（出典：令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省）をもとに作成）

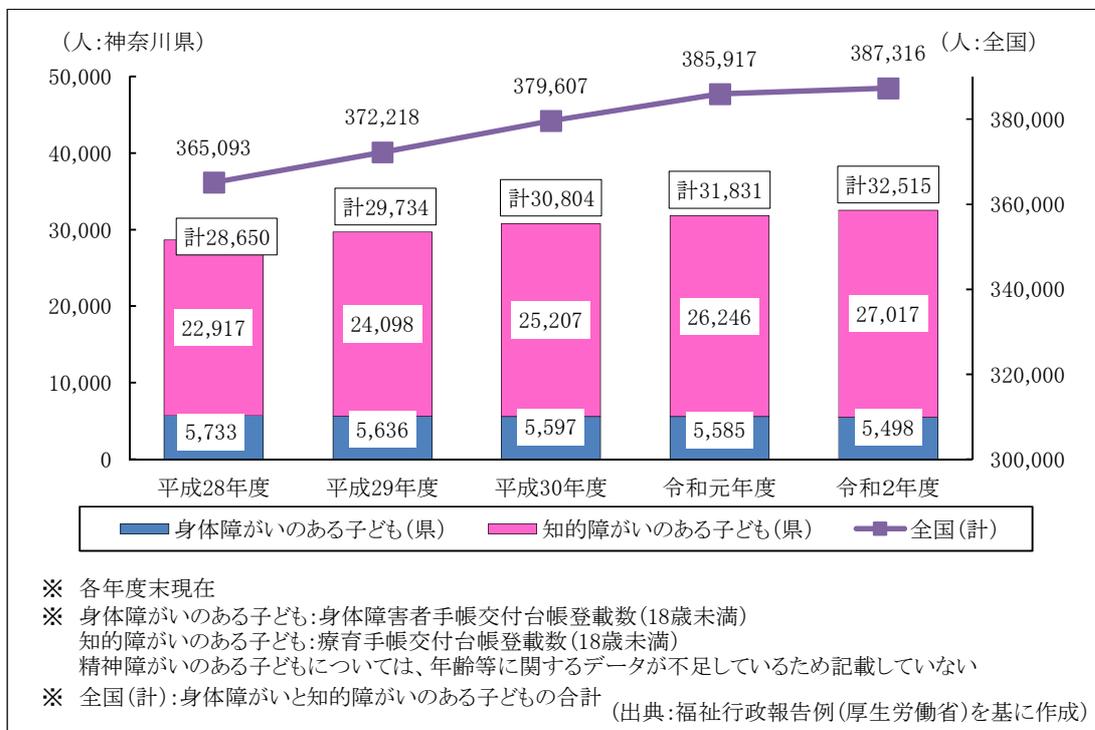
■ 平均稼働所得の状況（全国）



c 障がいのある子ども

県内の障がい（身体障がい及び知的障がい）のある子どもの数は、平成28年度の28,650人に対し、令和2年度は32,515人と増加している。

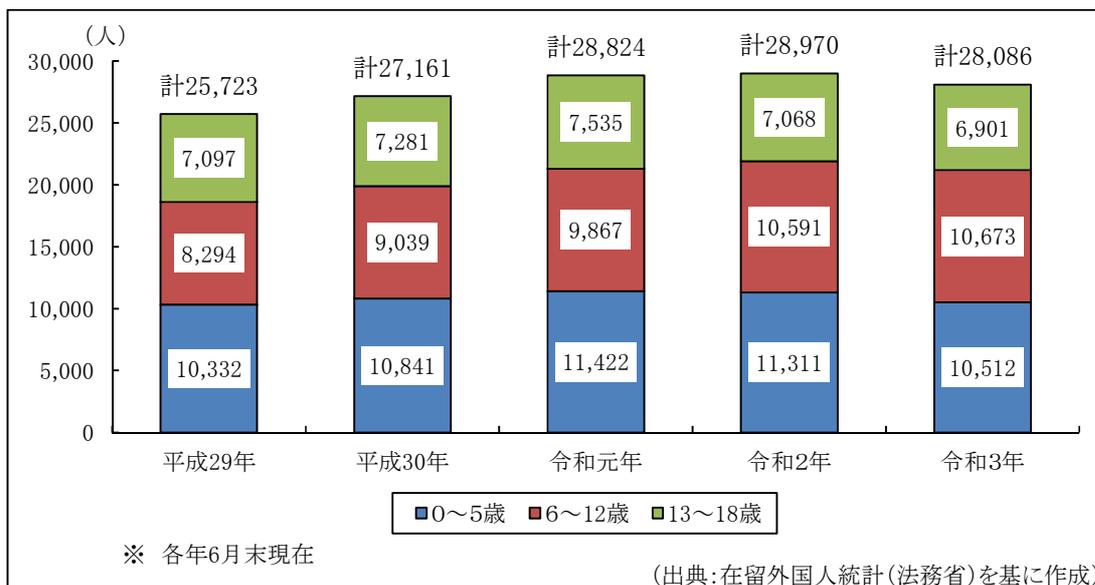
■ 障がいのある子ども数の推移（全国、神奈川県）



d 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあったが、令和2年の28,970人に対し、令和3年は28,086人に減少した。

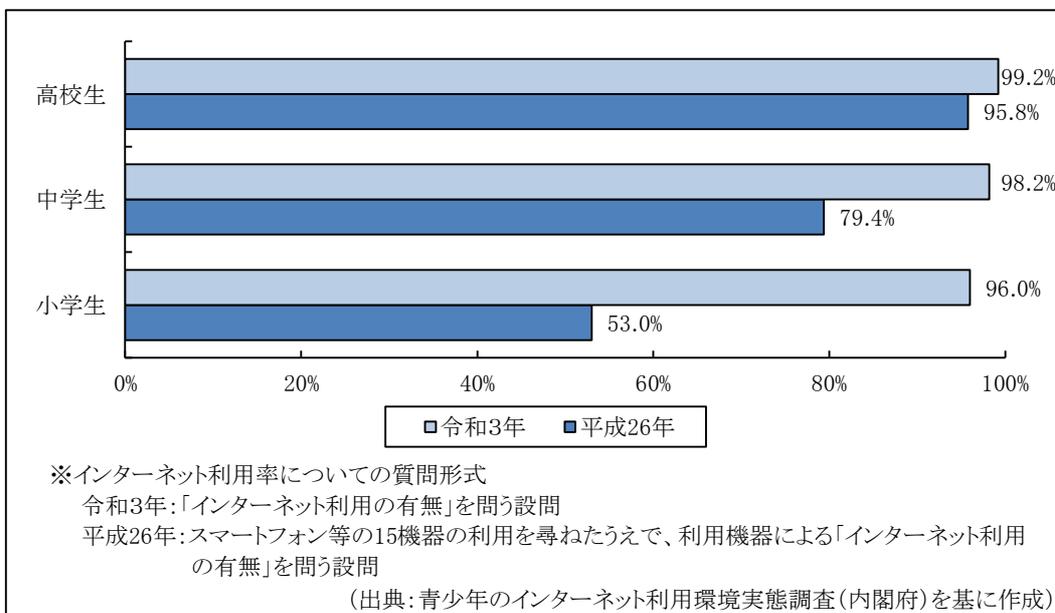
■ 在留外国人の子どもの数の推移（神奈川県）



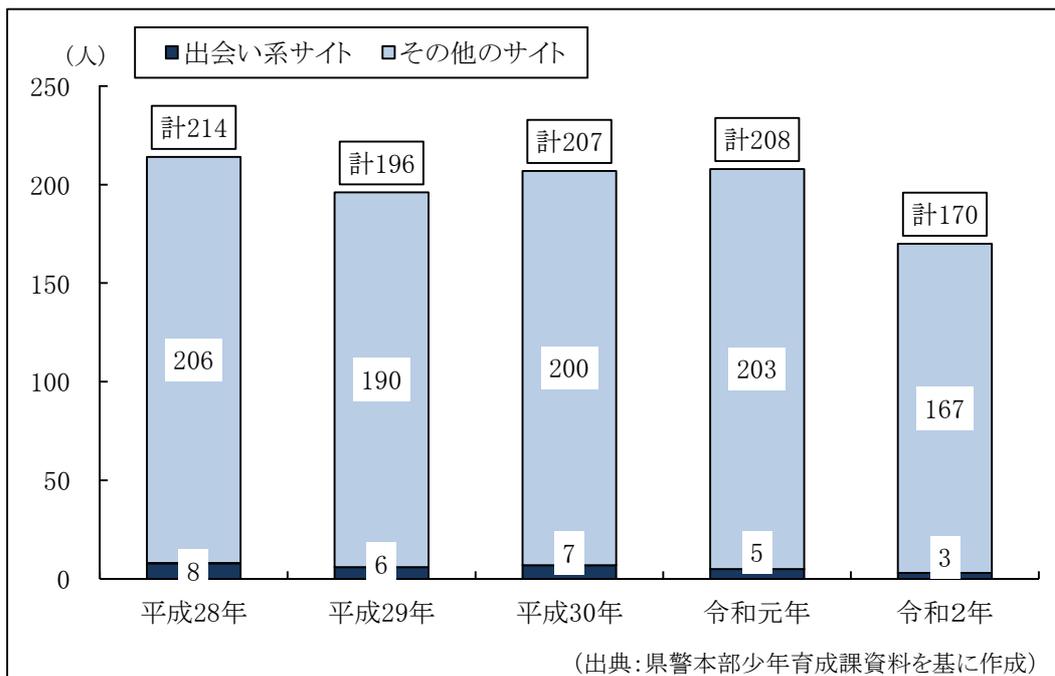
(I) 子どものインターネットの利用状況

全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成26年と令和3年を比較すると増加しており、小学生では53.0%から96.0%と大幅に増加した。一方、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県内の被害児童は、平成28年の214人に対し、令和2年は170人と減少している。

■ インターネットの利用率（全国）



■ コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）

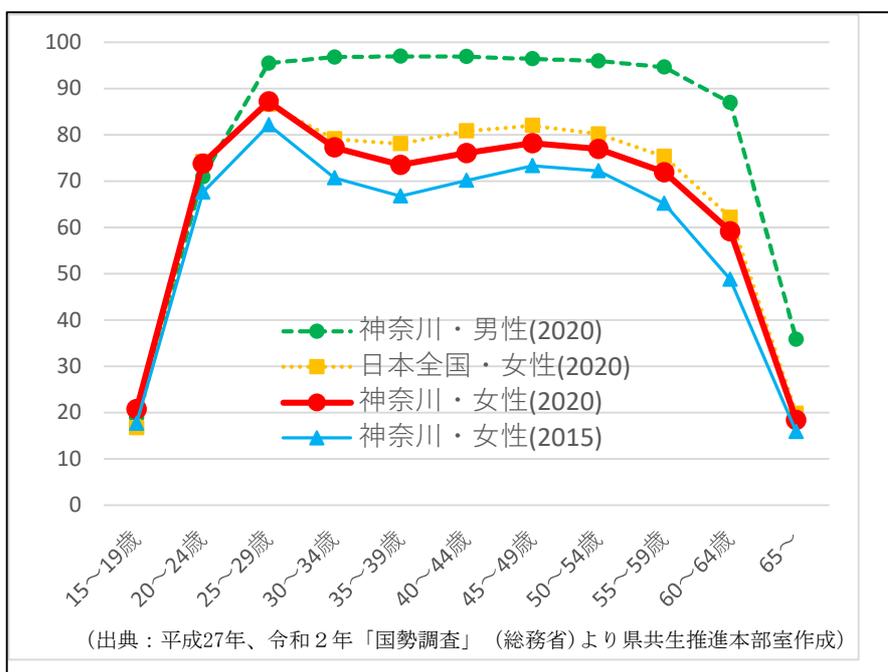


ウ 仕事と子育ての両立の状況

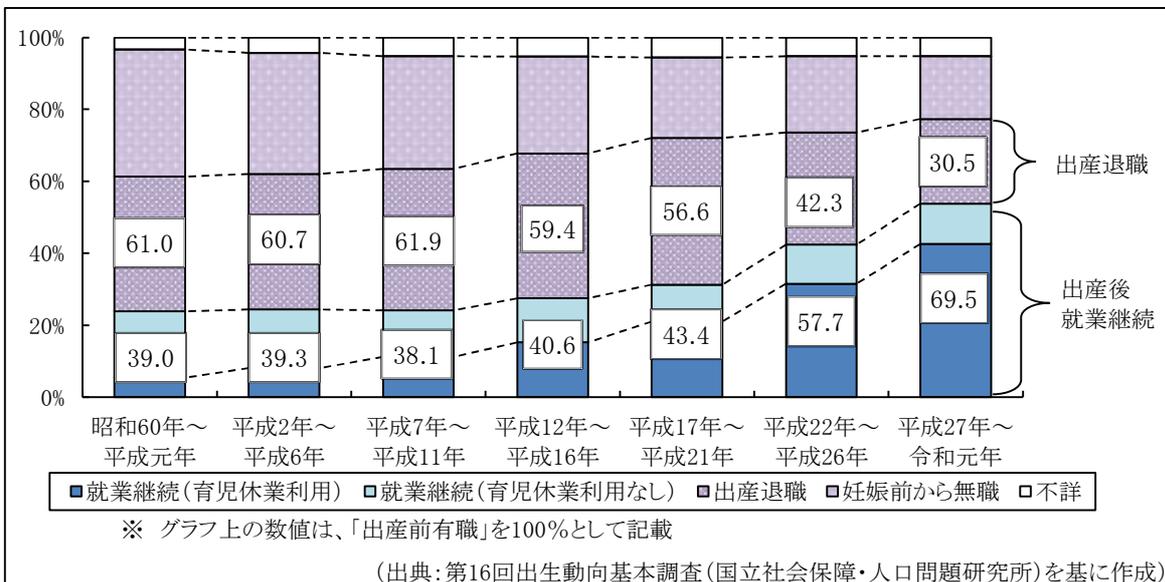
(7) 女性の就業継続等の状況

日本の女性の労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いている。本県を含め、全国的に、近年M字カーブは改善傾向にあるものの、M字カーブの底の値である35歳から39歳の女性の労働力率は全国と比較して低い状況が続いている。第1子出産前後の妻の就業継続率は、平成22年から平成26年の57.7%に対し、平成27年から令和元年は69.5%と年々増加傾向にある。

■ 女性の年齢階級別労働力率（全国、神奈川県）



■ 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（全国）

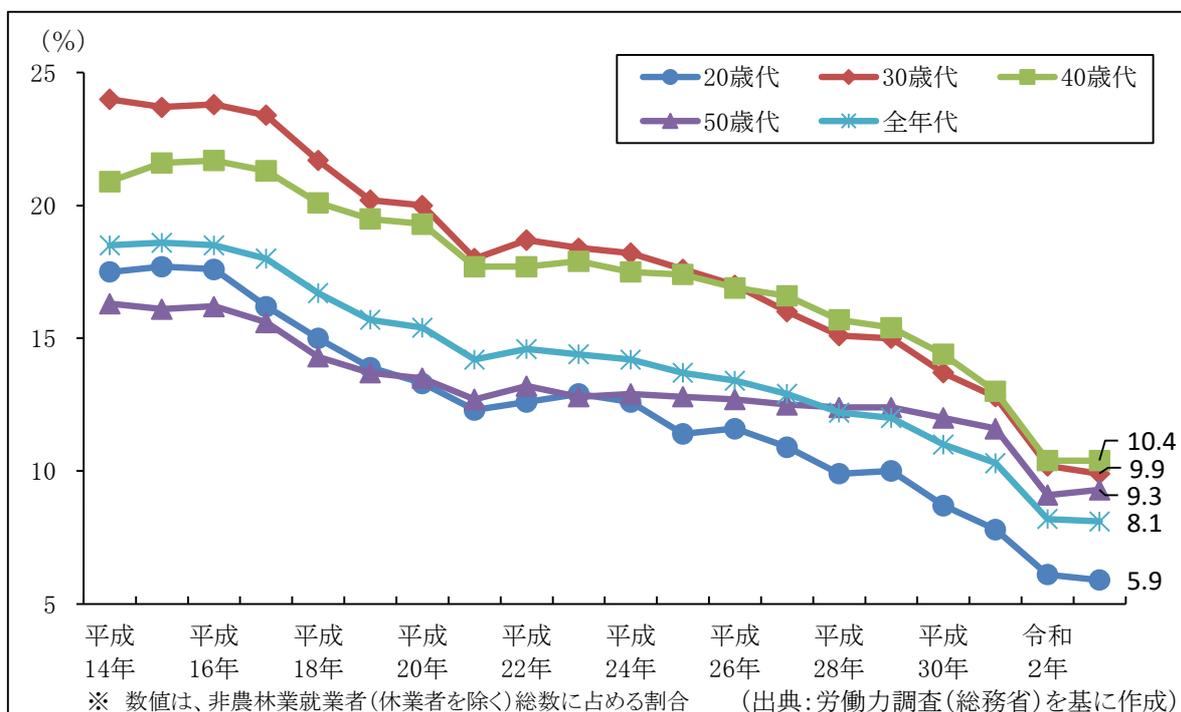


(イ) 男性の就業等の状況

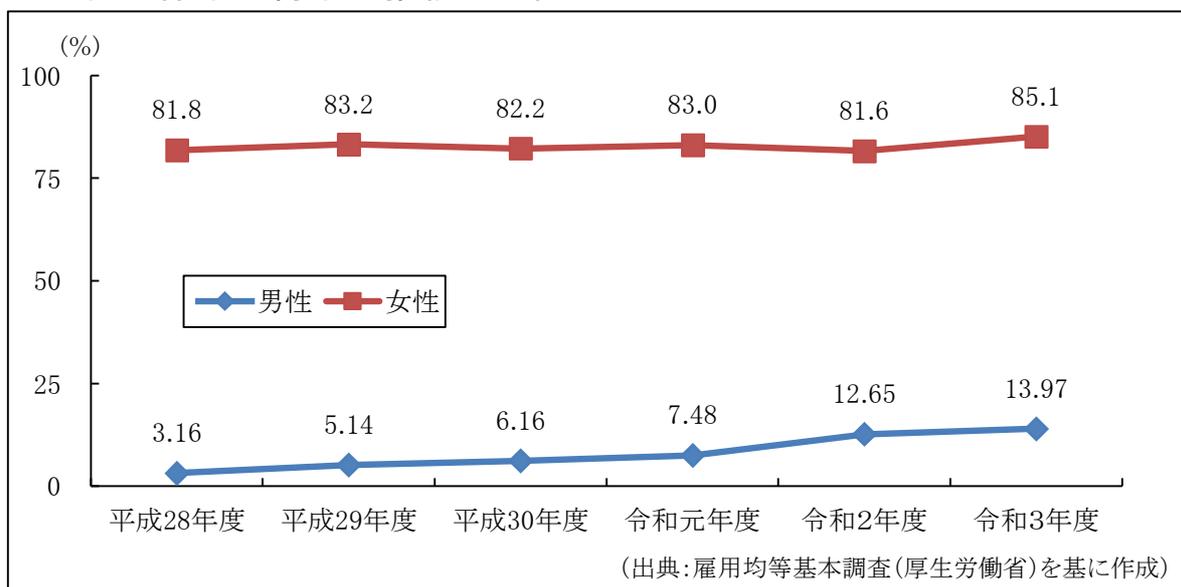
全国の週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、近年概ね減少傾向にあるが、子育て期にある30歳代、40歳代については、令和3年で、それぞれ9.9%、10.4%となっており、他の年齢層に比べて高い水準となっている。

男性の育児休業取得率は、平成28年度の3.16%から令和3年度には13.97%となり、上昇傾向にあるが、女性の取得率と比較すると依然として低水準にあり、男女間で大きな差が生じている。

■ 就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移（全国）



■ 育児休業取得率の推移（全国）

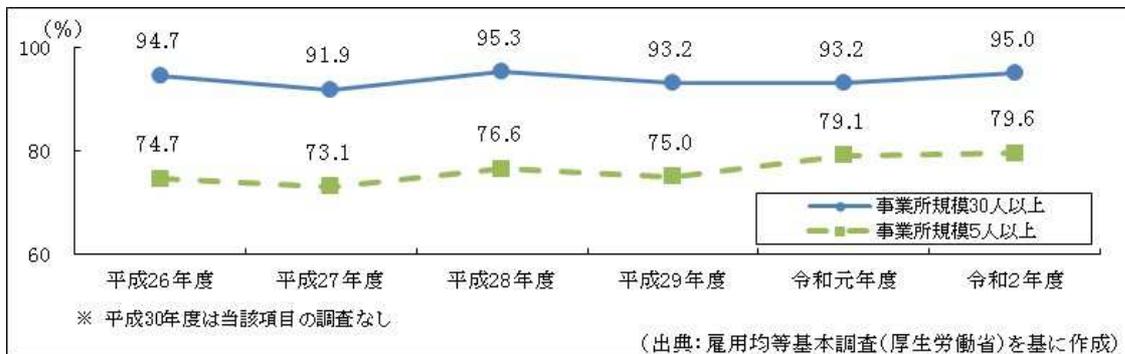


(ウ) 企業による取組みの状況

全国における育児休業制度の規定がある事業所の割合は、令和2年度で、事業者規模5人以上では79.6%、事業者規模30人以上では95.0%となっている。

また、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、令和3年度で73.2%となっており、各種制度の導入状況をみると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっている。

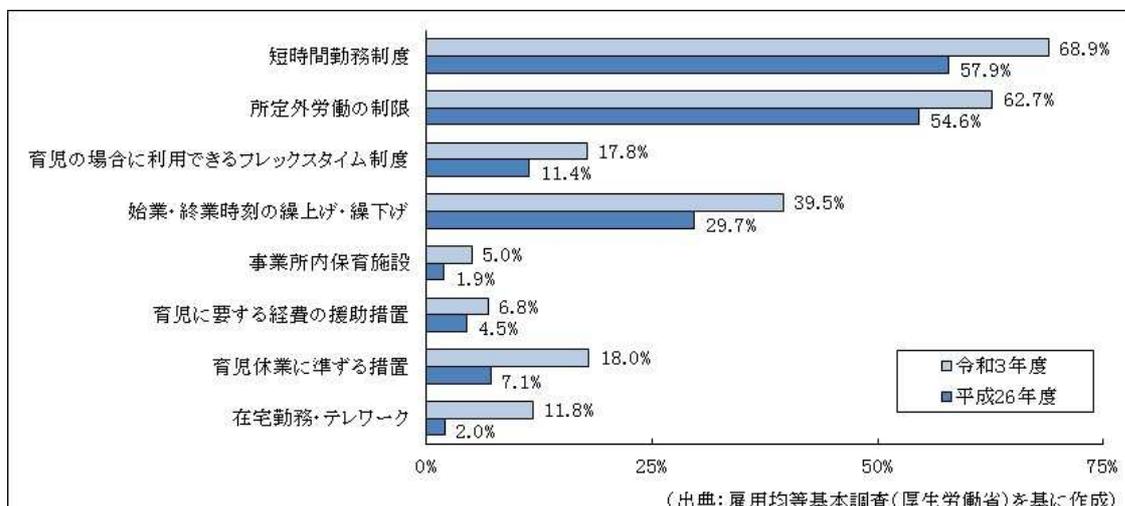
■ 育児休業制度の規定がある事業所の割合（全国）



■ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



■ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）



(2) 子ども・子育て支援に係る取組み

ア かながわ子どもみらいプランの概要

子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進するため、平成27年3月に「かながわ子どもみらいプラン」を策定し、子ども・子育て支援新制度による子育て支援を充実・強化するとともに、保育所など多様な教育・保育サービスの充実、本県独自の地域限定保育士試験の実施などによる保育士確保対策、結婚から育児までの切れ目ない支援などに取り組んできた。

5年の計画期間の満了に伴い、引き続き、子どもや子育て家庭を応援する取組みを充実・強化し、すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざし、令和2年3月に「かながわ子どもみらいプラン（令和2年度から令和6年度）」（以下「プラン」という。）を策定した。

参考

【プランの位置付け】

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」（法定計画）と次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」（任意計画）の位置付けを併せ持つ計画（政令・中核市を含む県全体を対象区域とします。）

【プランの基本理念等】

1 基本理念

すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざします

2 めざす姿

- ① すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばし、健やかに成長できる社会
- ② すべての保護者が、子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てることができる社会
- ③ 地域社会のすべての構成員が、子どもの育ちや子育ての重要性に対する関心と理解を深め、子どもと子育て家庭を応援する社会

3 基本的視点

めざす姿の実現のため、「子どもが生きる力」「保護者が育てる力」「社会全体が支える力」の3つの力を充実・強化します。

イ 「3つの力」を充実・強化する取組み

基本的視点である「3つの力」を充実・強化するために、施策展開の方向性に沿って具体的な取組みを位置付け、子ども・子育て支援に取り組む。

<基本的視点1 「子どもが生きる力」を伸ばすために>

重点施策

(ア) 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実

- 社会性の基盤づくりを担う教育の充実
- 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成
- 健やかな体と体力づくりの推進
- 教育費等負担の軽減

(イ) 子ども・若者の健全育成の推進

- 子どもの放課後の居場所の確保
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 青少年のたばこ・飲酒・薬物乱用防止及び社会環境の健全化推進
- 若者の自立に向けた支援

(ロ) 支援を必要とする子どもを守る体制づくり

- 児童虐待防止対策の充実
- 社会的養育の充実・強化
- ひとり親家庭等自立支援の推進
- 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援
- 子どもの貧困対策の推進
- 障がい児への支援の充実
- 障がいのある子どもへの教育の充実
- いじめ、不登校等への対応
- 外国籍県民等の子育て支援の充実

<基本的視点2 「保護者が育てる力」を発揮するために>

重点施策

(ア) 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育等の提供体制の充実

- 幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保の取組み
- 幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組み

- 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組み
- 放課後児童クラブの整備
- 教育・保育情報の公表
- (イ) **妊産婦及び子どもの健康の増進**
 - 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実
 - 小児医療の充実
- (ウ) **子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進**
 - 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等
 - 子育てに配慮した住宅施策
 - 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - 子どもを犯罪から守るための活動等の推進
 - 子どもを災害から守るための施策

<基本的視点3 「社会全体が支える力」を大きくするために>

重点施策

- (ア) **社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり**
 - 子育て支援推進の機運の醸成
- (イ) **地域における子ども・子育て支援の充実**
 - 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実
 - 地域の子育て支援団体等の活動の推進
- (ウ) **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進**
 - ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
 - 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (エ) **結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進**
 - ライフステージに応じたきめ細かな支援

ウ 「かながわ子どもみらいプラン」の中間年の見直しについて

(7) 中間見直しの趣旨

子ども・子育て支援法の「基本指針」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しや、プランの令和2年度及び3年度における達成状況の点検・評価結果等を踏まえ、計画期間の中間年の見直しを行う。

(1) 中間見直しのポイント

a 幼児期の教育・保育の需給計画

就学前児童の教育・保育の提供体制の確保を計画的に進めるため、各年度における教育・保育の需要量（量の見込み）とそれに対応する供給量（確保の内容）を記載している需給計画について、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し内容を反映し、令和5年度及び6年度の数値を修正する。

b 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、家庭的保育者など、幼児教育や保育に従事する人材を計画的に確保するため、「a 幼児期の教育・保育の需給計画」の見直し状況やこれまでの職員配置の実態（配置基準を超えて配置されている職員数）等に基づき、令和5年度及び6年度における必要見込み人数を改めて算出する。

c 主な取組み事業

プラン策定後に、実施又は実施予定の施策・事業の追加等を行う。

<見直しの視点>

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県民生活に大きな影響を及ぼし、「生活困窮」や「孤独・孤立」の深刻化、「新たな生活様式」への対応といった課題が顕在化したことから、次のような施策・事業の追加等を行う。

② 新たな政策課題への対応

プラン策定後の新たな政策課題に対応するため、事業の追加等を行う。

③ 既存事業の拡充その他見直し

プラン策定後に事業の拡充その他見直しを行った事業について、事業内容の修正等を行う。

d 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値
プランを着実に実施していくため、「子どもが生きる力」、
「保護者が育てる力」、「社会全体が支える力」の「3つの力」
を充実・強化する施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目
及び目標値について、目標の達成状況やプラン策定後の社会状況
の変化等を踏まえて見直しを行う。

(ウ) 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月 中間年の見直し（素案）のパブリック・コメント
を実施

2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に中間見直し
（案）を報告

3月 県子ども・子育て会議において中間見直し（案）
を審議

見直し後のプランを公表

(3) 「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について

ア 指針の概要

総合的な青少年施策の推進を図るため、平成17年に策定、平成28年3月に改定した「かながわ青少年育成・支援指針」は、ひきこもり等困難を有する子ども・若者への総合的な相談・支援体制の充実や、社会環境の健全化などに取り組んできた。最終改定以降、子ども・若者を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、子ども・若者への総合的な支援施策の一層の推進を目的として、令和4年度中の改定を目指し、指針の改定素案を作成した。

イ 改定の概要

(7) 改定の趣旨

子ども・若者の生きる力を尊重し、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、子ども・若者への総合的な支援施策の推進を目的として指針を改定する。

(4) 計画の位置付け

「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画として策定する。

(ウ) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

(エ) 対象区域

県内全市町村とする。

ウ 改定のポイント

(7) 指針名称の変更

指針名称を「かながわ子ども・若者支援指針」に変更する。

指針の対象を明確にするため、「青少年」に代わり、乳幼児期からポスト青年期（40歳未満）までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いることとするとともに、子ども・若者が自らをめぐくむことへの支援に重点を置く点などを明確にするため、「育成・支援」から、「支援」のみを用いた名称に変更する。

(4) 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実、ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援

子ども・若者を取り巻く社会環境の変化や孤独・孤立の問題が顕在化するなど、深刻さを増している状況の中、子ども・若者が自ら

考え自らを守る力をはぐくむことを支援する視点や、身近に相談できる環境整備の充実・強化を図るなど、着実に相談・支援に繋げるための取組みを新たな視点として取り入れる。

(ウ) 障がい等のある子ども・若者の支援

障がいや、発達に遅れのある子ども・若者について、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に基づき、誰もがその人らしく暮らすことができるよう、自立や社会参加に向けた取組みを当事者の目線に立ってきめ細かく支援するため、施策の方向のひとつに位置付ける。

(イ) 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

ヤングケアラーやケアリーバーが抱える悩みや相談に応じるため、きめ細かな相談支援体制の充実を図るとともに、孤立せず、安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めるため、新たに施策の展開に位置づけ、支援の充実を促進する。

(オ) 長引くコロナ禍や成年年齢の引き下げ等に伴う社会環境の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で変化した社会環境を踏まえた地域活動を支援し、また、成年年齢の引き下げに伴う、子ども・若者の被害防止等への取組みの充実を図るなど、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化への対応について、施策の展開に反映させる。

(カ) 指針の進行管理

子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱(内閣府)」では、大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たり、子供・若者の生育状況等に関する各種指標として「子供・若者インデックスボード」を作成している。本指針でも、国の指標を基に、県の子ども・若者の状況を把握し、施策の実施状況とともに「神奈川県子ども・若者白書」として取りまとめ、公表する。

エ 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月	神奈川県青少年問題協議会に改定指針案を説明
2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針案を報告
3月	指針を改定

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る取組み

ア エssenシャルワーカーへのワクチンの接種

県では市町村が行う新型コロナワクチンの接種を補完し、医療提供体制等を維持するため、海老名駅周辺の県大規模接種会場において、エssenシャルワーカー等を対象として、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。

(7) 対象者

a 4回目接種の対象者

- ・60歳以上の方
- ・基礎疾患を有する方
- ・医療従事者等
- ・高齢者施設等従事者

b エssenシャルワーカー

- ・児童関係施設等従事者
- ・学校関係等従事者
- ・消防、警察、自衛隊職員等

(4) 接種開始日

令和4年9月30日（金）

- ・10月6日（木）から予約なし接種を実施開始
- ・10月17日（月）から県内在住・在学・在勤の18歳以上の方へと対象を拡大

(ウ) 接種会場

- ・レンブラントホテル海老名（海老名市中央2-9-50）
- ・ザ・ウィングス海老名（海老名市中央1-17-10）

(イ) 使用するワクチン

モデルナ社のオミクロン株（BA.1）と従来株に対応した2価ワクチン

(オ) 接種費用

無料

イ 子ども関連施設感謝・応援事業

感染拡大時においても開所するなどの社会的要請を受けた保育所等の子ども関連施設に対し、感謝・応援の気持ちを伝えるため、県産品を贈呈する。

(ア) 対象施設

認可保育所、認定こども園地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、幼稚園、児童相談所、児童養護施設等

(イ) スケジュール

11月11日

- ・ 県産品（花き、果物、菓子等）のカタログ発送開始

11月18日

- ・ 県産品希望受付開始（Web注文もしくは注文書返送）

12月31日（予定）

- ・ 希望受付期限

※ 県産品のほか、記念品（レリーフ）についても併せて発送

（参考 カタログの表紙）



2 児童虐待対策について

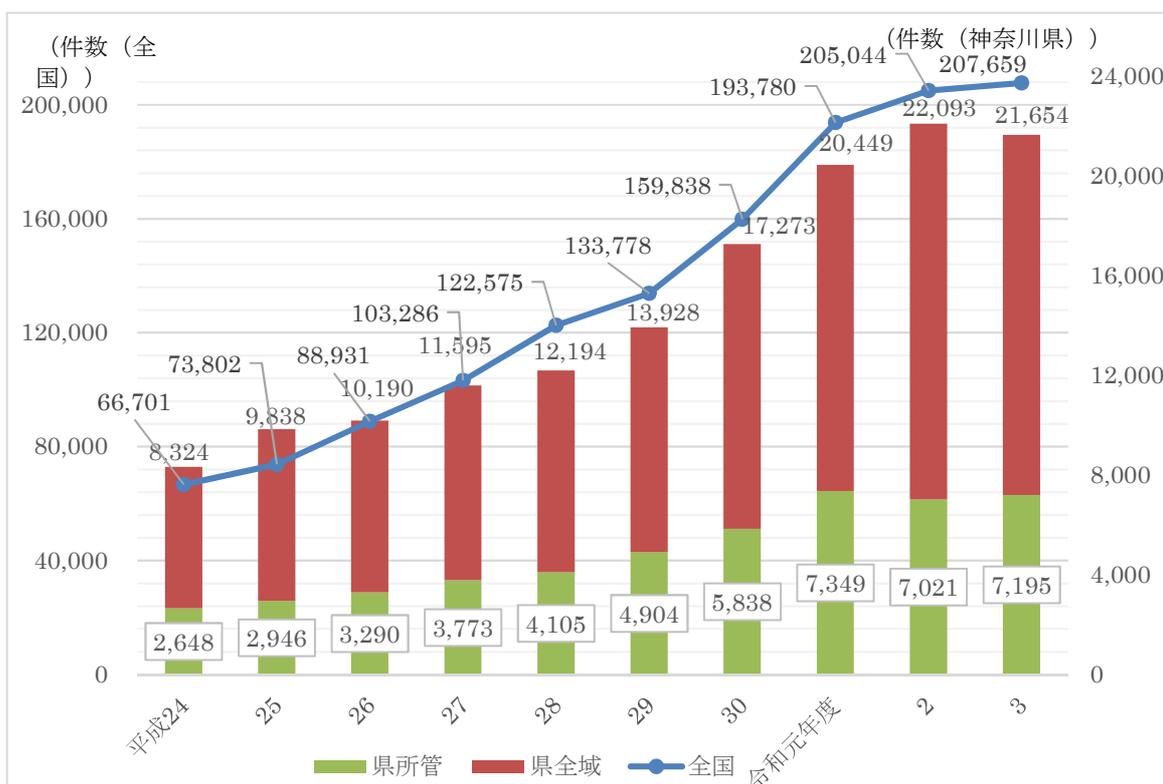
(1) 児童虐待相談対応件数の状況

児童虐待の相談対応件数は、全国的に依然として増加傾向にあり、本県においても令和3年度は21,654件と高い数値となっている。

また、相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで身体的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっている。

■児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

(全国、神奈川県（県全域、県所管域※）)



※ 県所管域

県は、市が児童相談所を設置する横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く県内地域を所管しており、県所管域には、令和3年度新たに開設した大和綾瀬地域児童相談所を含めて、6つの児童相談所があります。

中央児童相談所	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
平塚児童相談所	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
鎌倉三浦地域児童相談所	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
小田原児童相談所	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
厚木児童相談所	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
大和綾瀬地域児童相談所	大和市、綾瀬市

■児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（県所管域）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体的虐待	1,102件 (22.5%)	1,240件 (21.2%)	1,411件 (19.2%)	1,331件 (19.0%)	1,338件 (18.6%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	1,191件 (24.3%)	1,287件 (22.0%)	1,524件 (20.7%)	1,379件 (19.6%)	1,401件 (19.5%)
心理的虐待	2,565件 (52.3%)	3,249件 (55.7%)	4,366件 (59.4%)	4,261件 (60.7%)	4,390件 (61.0%)
性的虐待	46件 (0.9%)	62件 (1.1%)	48件 (0.7%)	50件 (0.7%)	66件 (0.9%)
計	4,904件 (100.0%)	5,838件 (100.0%)	7,349件 (100.0%)	7,021件 (100.0%)	7,195件 (100.0%)

(2) 児童相談所の体制強化（県所管域）

ア 児童相談所職員の体制強化

増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童福祉司等専門職の増員、職員の人材確保・育成等に取り組んでいる。

- ・ 児童福祉司・児童心理司の増員
- ・ 警察官の増員
- ・ 職員の研修等人材育成の充実

■児童福祉司、児童心理司数の推移

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
児童福祉司数	70	86	98	125	139	168	186
児童心理司数	33	33	33	33	42	55	61

イ 厚木児童相談所の再整備

昭和46年に建築された厚木児童相談所は老朽化が著しく、新築・再整備を行い、令和4年4月1日に移転した。一時保護所の居室を個室化し、児童にとって、安全・安心な空間を創出するとともに、面接室を増やすなど相談支援機能の充実を図った。

■厚木児童相談所の再整備の概要

	移転前	移転後
所在地	厚木市水引2-3-1	厚木市水引2-11-6
敷地面積	2,048.31㎡	約2,360㎡
延床面積	1,378.12㎡	約3,000㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階	鉄筋コンクリート造3階
主な改善点	面接室の拡充、一時保護所の個室化、エレベータ設置など施設のバリアフリー化	

ウ 大和綾瀬地域児童相談所の設置及び移転

(7) 大和綾瀬地域児童相談所の設置について

令和3年4月に、組織の適正規模化を図るため、中央児童相談所と厚木児童相談所の所管区域を再編して、県所管の児童相談所を5所体制から6所体制とし、緊急避難的に中央児童相談所（藤沢市内）と同一建物内に大和綾瀬地域児童相談所を設置した。

(イ) 移転に向けての検討

児童相談所は、いのちの危険性が高い虐待事案への対応や、警察や保育所、学校など関係機関の連携が重要なことから、検討を重ね、所管区域内の綾瀬市の市有地「旧綾瀬市保健医療センター」への移転に向けて整備を進めている。

(ウ) 今後のスケジュール

令和4年度～令和5年度半ば頃	実施設計
令和5年度末頃～令和6年度後半	工事
令和6年度末頃	竣工
令和7年度当初	供用開始予定

■旧綾瀬市保健医療センターの概要

名称	旧綾瀬市保健医療センター
所在地	綾瀬市深谷中4丁目2番1号
用途地域	第一種住居地域・準防火地域
敷地面積	約2,020㎡
延床面積	約1,389㎡
建物構造・階数	鉄筋コンクリート造・2階建て
建築年	昭和59年12月（築37年）
駐車場	約14台

(3) 市町村や関係機関との連携強化の推進（県所管域）

市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」を中心に警察、医療機関との連携を強化するとともに、NPOとの協働など、様々な関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいる。

- ・ 市町村の母子保健、児童虐待対応部署との連携強化
（虐待対応の研修会実施、困難な状況に置かれた妊婦に関する実態調査等を含む）
- ・ 警察との情報共有・連携強化

- ・ 警察、検察との三機関協同面接
- ・ 医療機関との連携や医師による専門的助言・指導の活用
- ・ NPOとの協働事業等による連携

(4) 社会的養育の推進（県所管域）

平成28年の児童福祉法改正で明確にされた「子どもが権利の主体である」という理念のもと、「神奈川県社会的養育推進計画（平成2年3月から令和11年度）」に基づき、社会的養育を必要とする子どもを心身ともに健やかに育成するための施策を推進している。

ア 里親委託の推進

(7) 里親制度の普及啓発の取組み

里親制度をテーマにした漫画とコラボレーションしたリーフレット等の作成や、ショッピングセンターでのPR活動、里親センターによるオンラインサロンの開催など、様々な媒体を活用した普及啓発に取り組んだ。

(4) 里親支援体制の強化

児童相談所、里親支援の拠点である里親センター、そのブランチ機能を持つ家庭養育支援センターの三者が連携し、里親への研修や委託後の養育をサポートするなど、里親家庭への支援を強化し、里親委託を推進している。

■里親登録数、里親委託率等の推移

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
里親登録数(組)	211	222	226	241	253	269
委託児童数(人)	92	103	109	118	130	137
里親委託率	14.1%	16.0%	16.5%	17.9%	20.5%	21.6%

イ ケアリーバーへの支援の充実

(7) あすなろサポートステーションの体制強化

コロナ禍において、失業や住居を失うなど、ケアリーバーが経済的、精神的に追い込まれる状況があり、あすなろサポートステーションでは、相談件数の増加や内容の深刻化が見られたため、「医療連携支援」や「法律相談支援」など、ケアリーバーへの支援体制を強化した。

(イ) 新たな自立援助ホームの設置

ケアリーバーの自立に向けた支援の一つとして、日常生活や就労の手助けを行う自立援助ホームがある。利用ニーズの増加に対応するため、県所管では、令和4年10月に、新たに3か所目を設置し、支援体制の強化を図っている。

■自立援助ホームの設置状況

	ホーム名	設置場所	定員
1	湘南つばさの家	茅ヶ崎市	男子6名
2	みずきの家	南足柄市	女子6名
3	あじさい（*新規）	鎌倉市	男子6名

* R 4年10月開設

(参考) 児童相談所の状況（6所体制）

	中央	厚木	大和綾瀬	平塚	鎌倉三浦	小田原
所在	藤沢市	厚木市	藤沢市	平塚市	横須賀市	小田原市
	総合療育相談センターと同一建物内	単独庁舎	中央児相と同一建物内	単独庁舎	横須賀オフサイトセンター内	小田原合同庁舎内
所管人口 (R4.4.1現在)	73万人	54万人	32万人	58万人	30万人	33万人
虐待相談 受付件数 (R3年度)	1,648件	1,669件	922件	1,184件	521件	798件
職員数 (非常勤含) (R4.4.1現在)	91人	116人	78人	99人	35人	51人
所管区域	藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	厚木市 海老名市 座間市 愛川町 清川村	大和市 綾瀬市	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町

3 いじめ等への対策について

(1) 令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

ア 調査の概要

(ア) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

(イ) 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の全校

(ウ) 調査方法

令和3年度の状況について、各公立学校は県教育委員会が、各私立学校は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

なお、結果の公表にあたっては、義務教育学校の1学年から6学年までが「小学校」に、義務教育学校の7学年から9学年まで及び中等教育学校の前期課程が「中学校」に、また、中等教育学校の後期課程が「高等学校」に、それぞれ含まれる。

イ 公立学校の調査結果

(ア) いじめについて

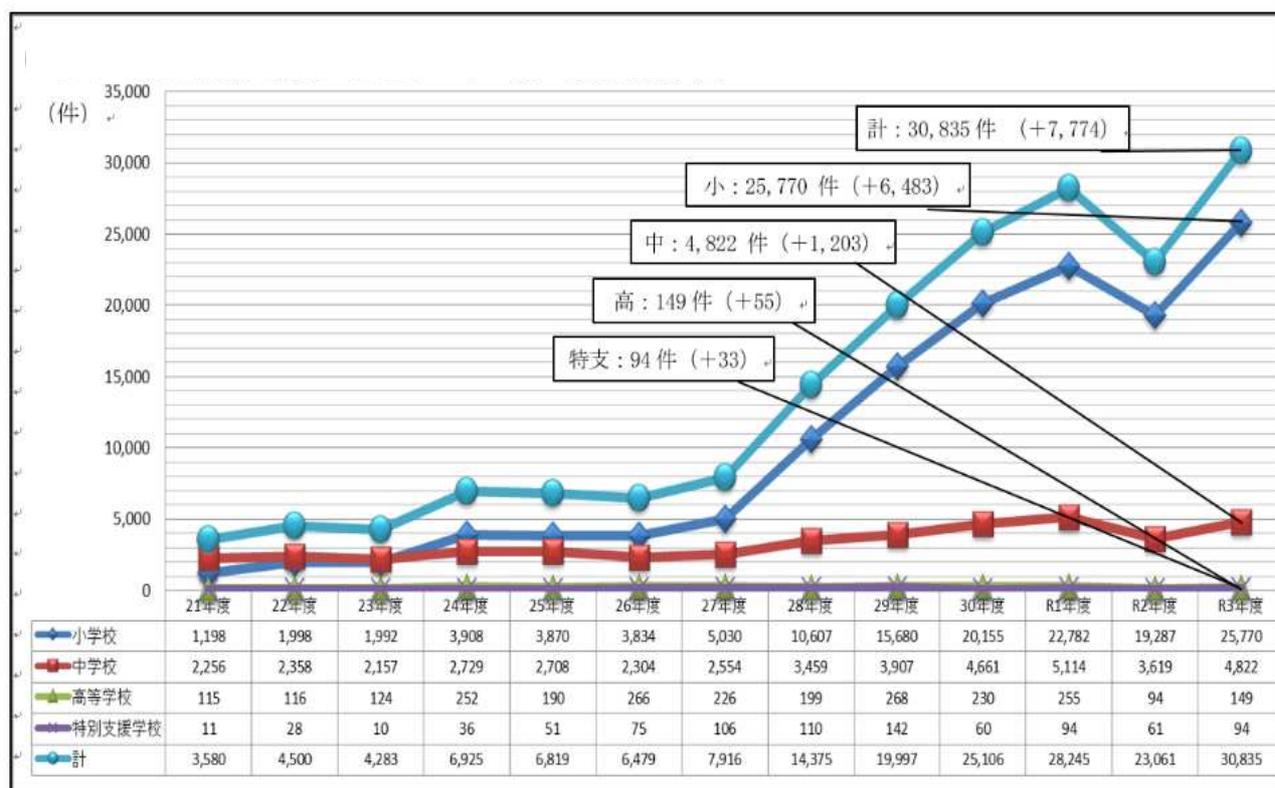
令和3年度、公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より7,774件多い、30,835件のいじめを認知した。内訳は、小学校で6,483件の増加、中学校で1,203件の増加、高等学校で55件の増加、特別支援学校で33件の増加であった。（【図1】参照）

いじめの認知件数の増加は、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と評価できる一方、現に多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたということも事実であり、教育委員会として重く受け止めている。

いじめの認知の増加については、児童・生徒にコミュニケーションや自分の感情をコントロールするスキルなどが身に付いていない傾向があることが、一因であると考えられる。

なお、いじめの「重大事態」の発生件数は、前年度から6件減少の8件（小5件、中3件、高0件、特0件）であった。

【図1】 いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



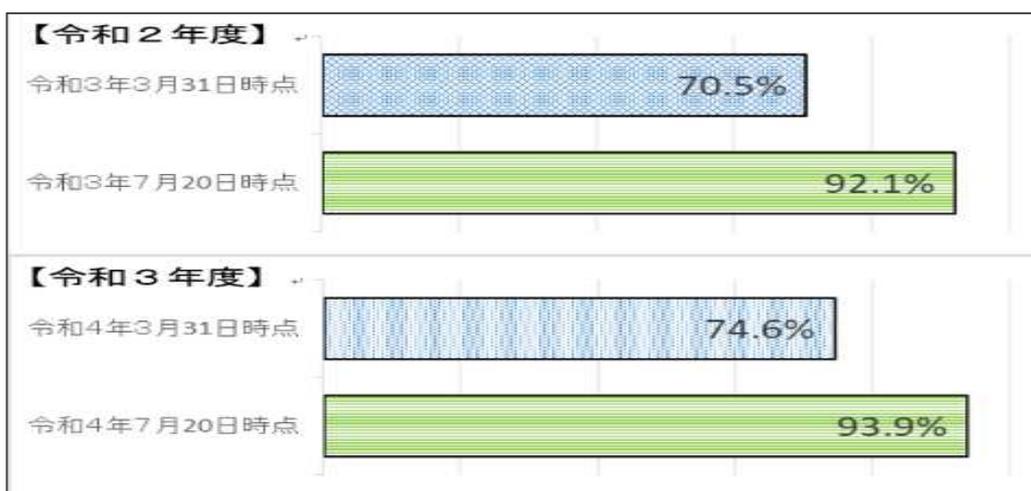
次に、いじめの解消状況について、平成30年度調査から、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、次年度の7月20日時点(夏季休業前)での「解消率」を設けている。これは、「いじめの解消」について、いじめの行為に関して止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安とするという要件があるため、年度末の1月以降に認知したいじめの状況を確認するために設けたものである。

それぞれの時点での「解消率」は【図2】のとおりであった。

学校が、認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。

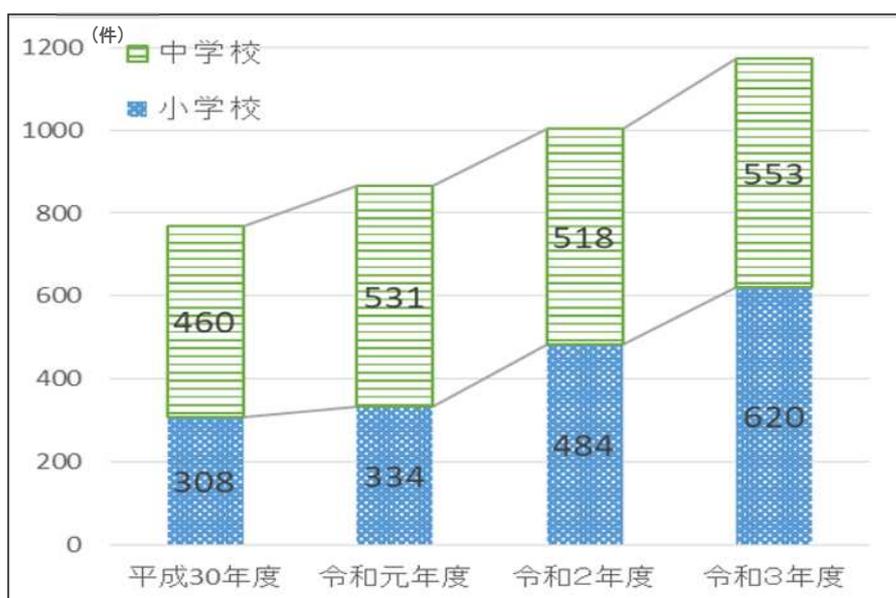
学校では、チームでの対応を基本として、いじめが解消したとみなした後も、引き続き、関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

【図2】いじめが解消している割合（公立小・中・高・特別支援学校）



さらに、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、小・中学校における増加が見られる。（【図3】参照）いじめについては、未然防止の取組を進めるとともに、いじめを見逃さず、早期発見、早期対応に努めることが必要である。また、SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報モラル教育やICT機器を活用する際のスキル等の指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづくり等について充実を図ることが重要である。

【図3】いじめの様態の中で「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（公立小・中学校）

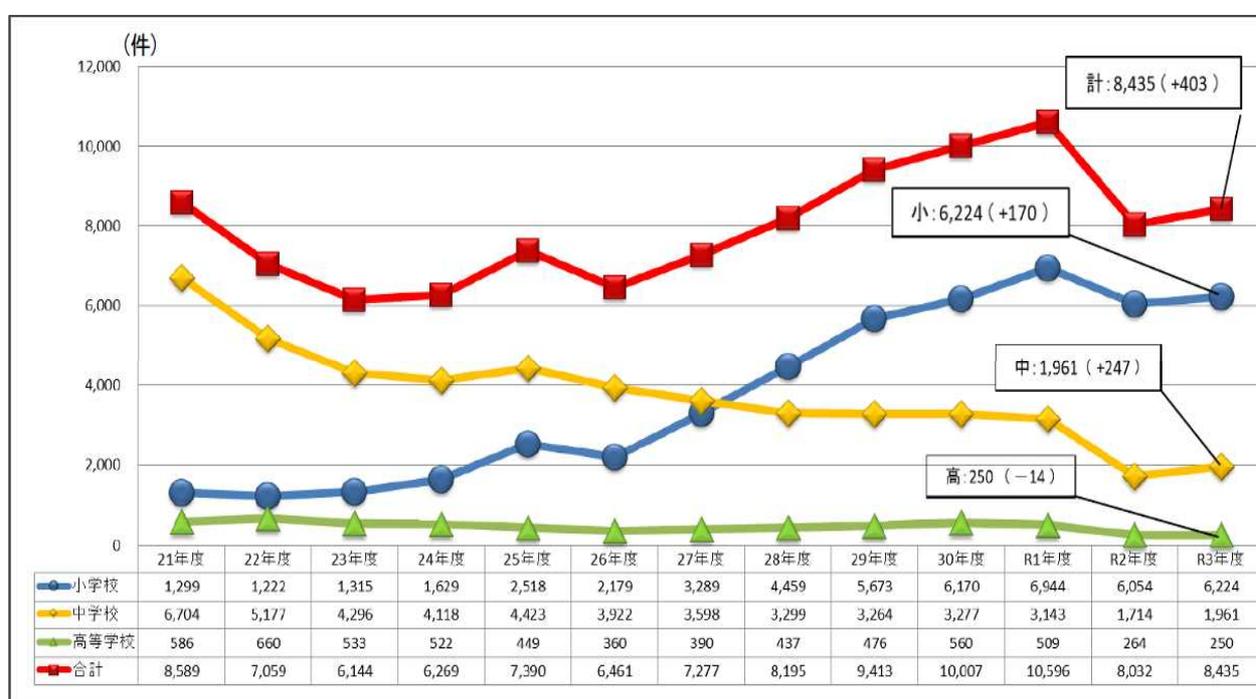


(イ) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における令和3年度の暴力行為の発生件数は、前年度より403件増加し8,435件であった。内訳は、小学校で170件の増加、中学校で247件の増加、高等学校で14件の減少であった。（【図4】参照）

暴力行為の発生件数の増加については、いじめと同様に、児童・生徒にコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールできるスキルが身に付いていない傾向があることが、一因であると考えられる。

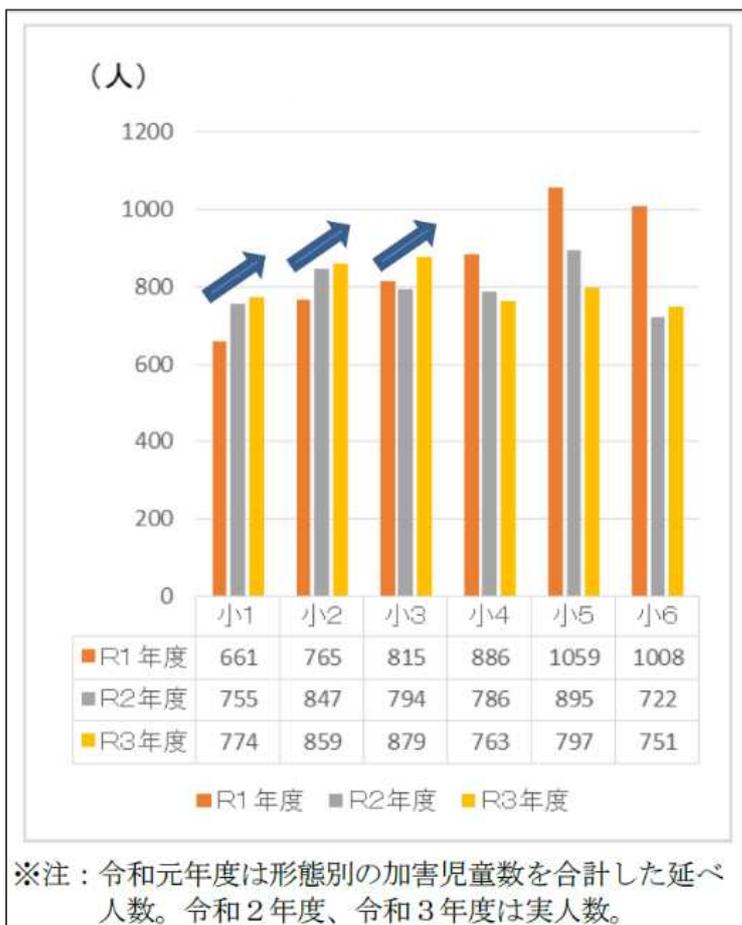
【図4】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



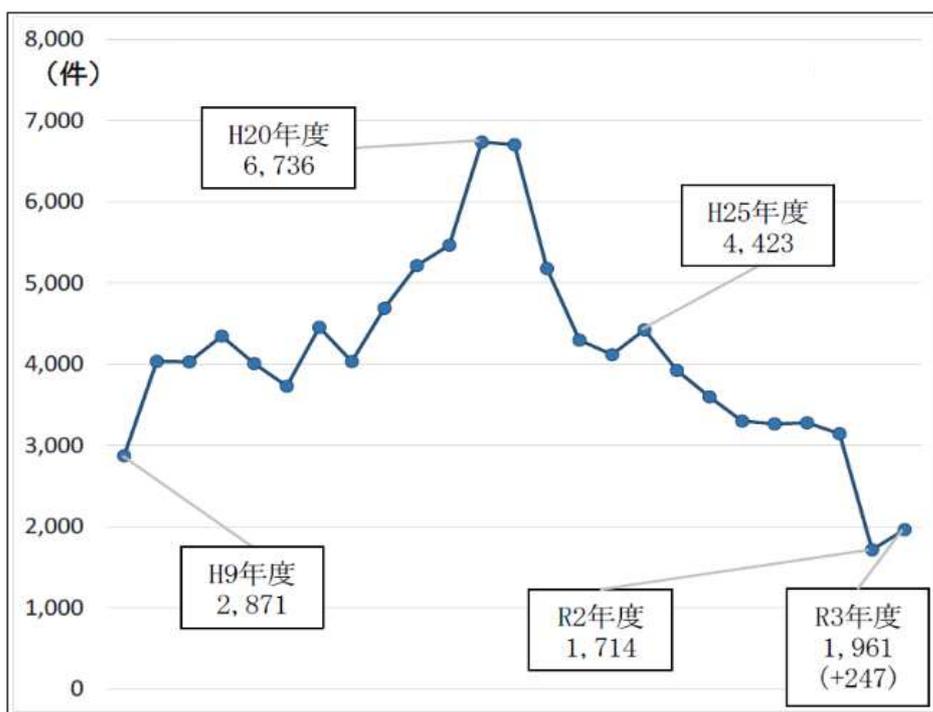
また、令和2年度の調査から、学年別の加害児童・生徒数の計上を、延べ人数から実人数に変更した。その中で、小学校を学年別に見ると、1・2・3学年の加害児童数が増加の傾向となっている。小学校の低学年において、保護者と連携、協力しながら、児童間の人間関係づくりの指導を充実させていく必要がある。（【図5】参照）

さらに、中学校での暴力行為の発生件数は、前年度と比べ増加した。発生件数が増加するのは、平成25年度以来8年ぶりとなった。暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではない。引き続き、暴力行為の未然防止と起こった行為への毅然とした対応に努める必要がある。（【図6】参照）

【図5】暴力行為の学年別加害児童数の推移（公立小学校）



【図6】暴力行為の発生件数の推移（公立中学校）

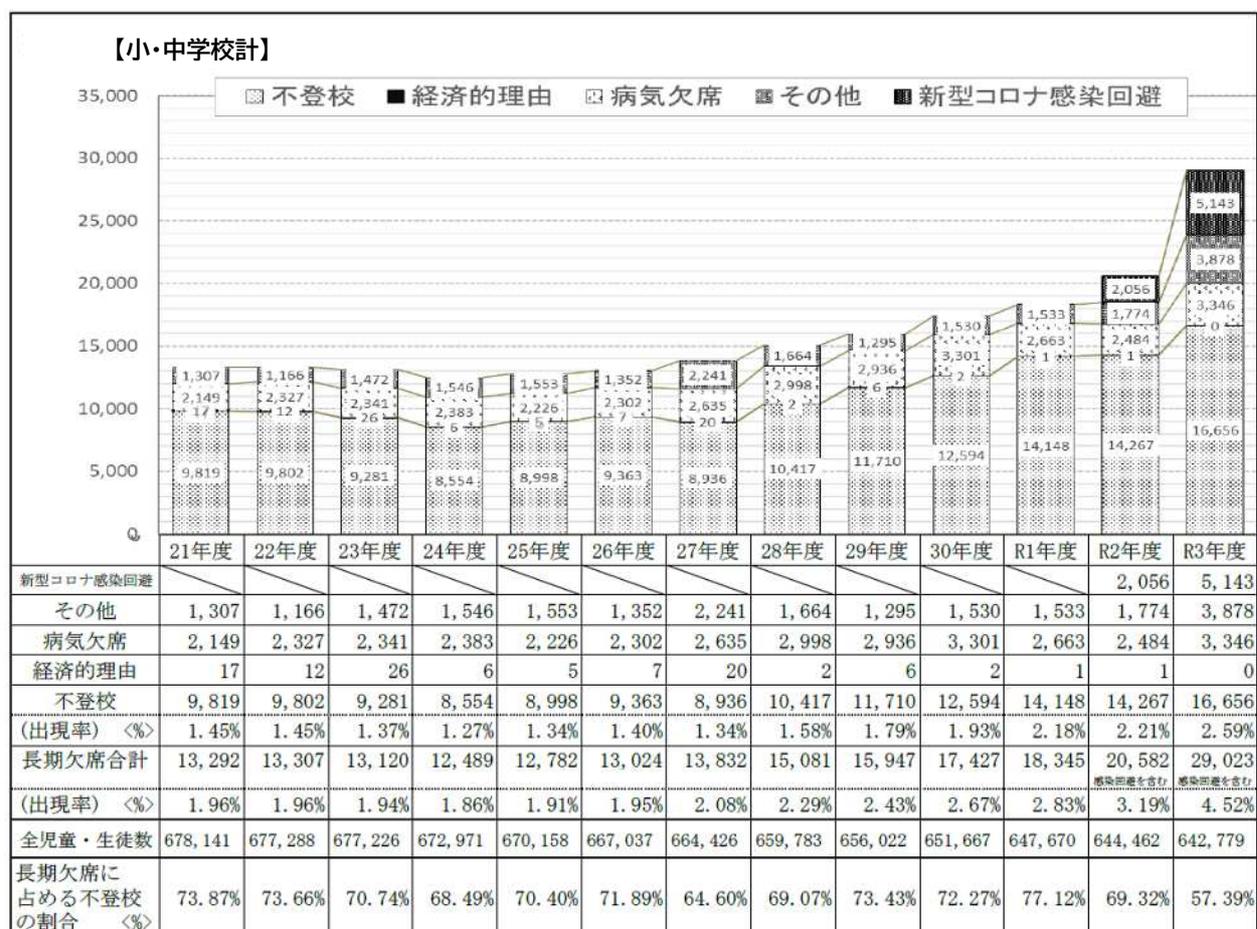


(ウ) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

公立小・中学校における長期欠席者数は、新型コロナウイルスの感染回避を含み、前年度より8,441人増加し、29,023人であった。長期欠席者のうち、不登校の児童・生徒数は、前年度より2,389人増加し16,656人であった。（【図7】参照）

不登校の増加は、「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨の理解が進んでいることも考えられるが、新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で人間関係を築くなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等も、背景として考えられる。

【図7】理由別長期欠席者（年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒）数の推移（公立小・中学校）

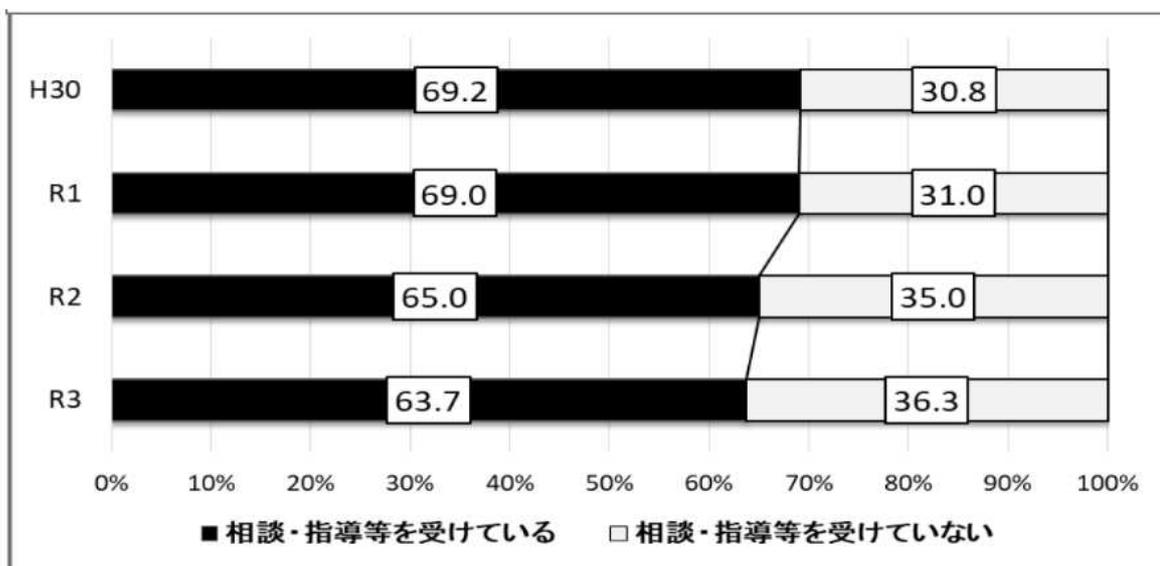


次に、不登校の児童・生徒の36.3%が、学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない状況となっている。

学校では、児童・生徒が抱えている困難を早い段階から積極的に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていく必要がある。

(【図8】参照)

【図8】不登校の児童・生徒の学校内外での相談・指導の状況
(公立小・中学校)

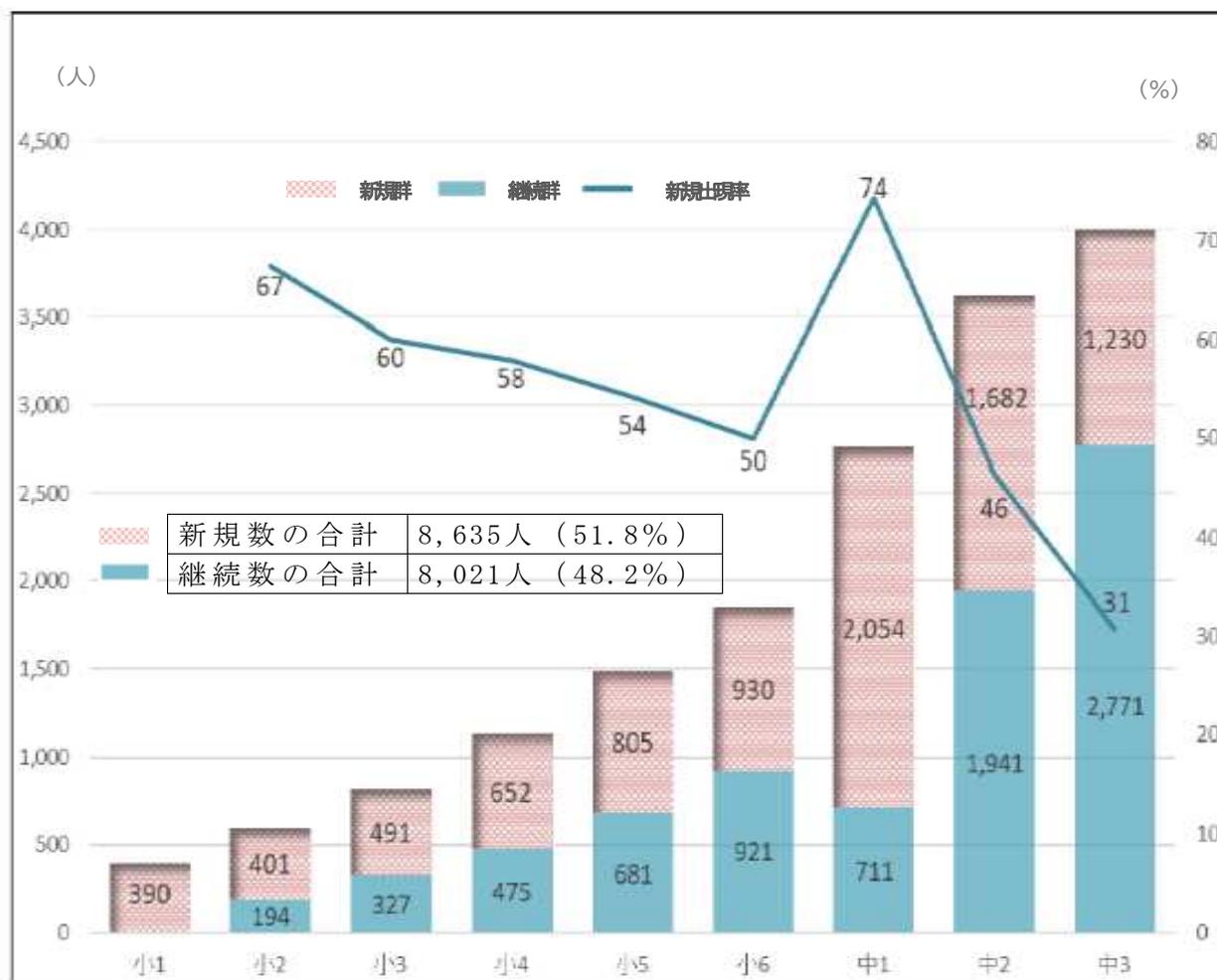


次に、各学年の不登校の児童・生徒数を、前年度から不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けると、新たに不登校になった児童・生徒数は8,635人であり、全体の51.8%だった。その内、中学校1年生では、新たに不登校になった児童・生徒が2,054人となり、全体の74.3%を占めた。(【図9】参照)

不登校の未然防止を図るうえで、児童・生徒にとって魅力ある学校を目指した取組を進めることは重要である。

児童・生徒に意識調査を実施し、その結果を教育活動の改善に生かしながら、すべての教職員が児童・生徒の目線に立って議論し、考えられる改善策を実施する、PDCAサイクルによる「魅力ある学校づくり」に取り組む必要がある。

【図9】 学年別不登校の継続数と新規数を分けた前年度比較（公立小・中学校）

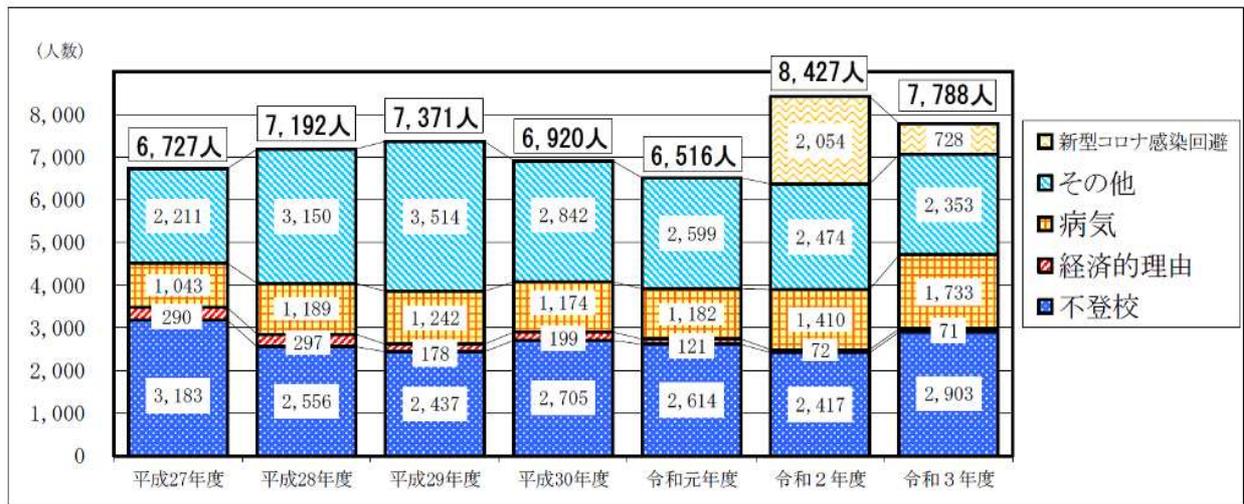


(I) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者数は、新型コロナウイルスの感染回避を含み、前年度より639人減少し、7,788人であった。長期欠席者のうち、不登校の生徒数は、前年度より486人増加し、2,903人であった。（【図10】参照）

不登校は、環境によって誰にでも起こり得ることから、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、生徒が抱えている困難を早い段階から積極的に把握し、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていくことが必要である。

【図10】理由別長期欠席者数の推移
(公立高等学校全日制・定時制合計)

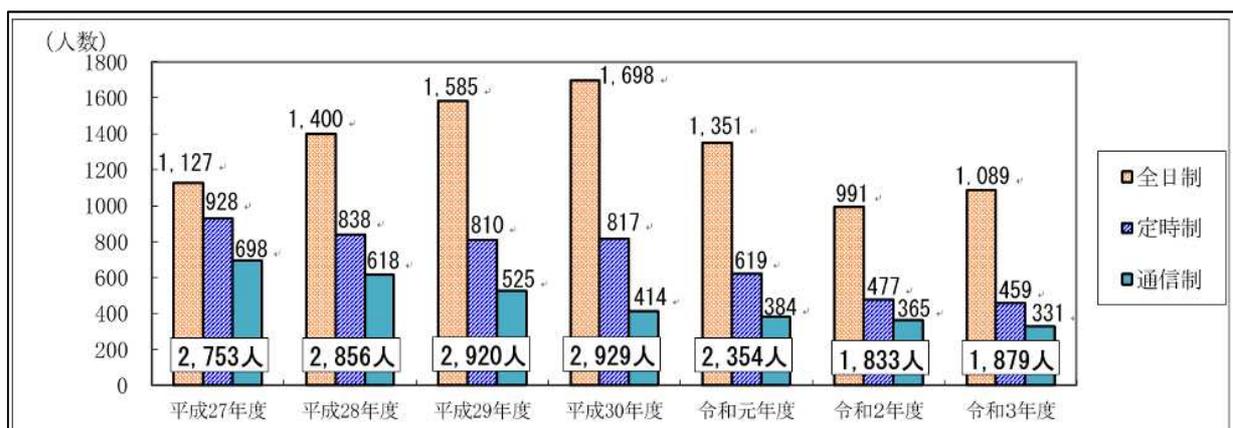


(オ) 中途退学者について (公立高等学校)

公立高等学校における中途退学者数は、1,879人であった(全日制は98人増加、定時制は18人減少、通信制は34人減少)。中途退学率については、全日制・定時制は上昇し、通信制では低下した。(【図11】参照)

学校では、教育相談や学習指導をはじめとする、あらゆる学校生活の場面において、生徒一人ひとりに寄り添い、より丁寧な指導・支援を積み重ねていくことが重要である。

【図11】公立高等学校における中途退学者数の推移
(全日制・定時制・通信制別)



退学率 (%)								
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	全日制	0.87	1.07	1.21	1.31	1.05	0.79	0.89
定時制	10.72	10.34	10.61	11.69	9.89	8.31	8.89	
通信制	14.35	14.39	13.68	11.17	10.64	9.81	9.11	

ウ 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）

(7) いじめ（小・中・高・特）

認知件数 5 番目：1,000人あたりの件数31番目

<前年度認知件数 6 番目：1,000人あたり36番目>

(4) 暴力行為（小・中・高）

発生件数 1 番目：1,000人あたりの件数 9 番目

<前年度発生件数 1 番目：1,000人あたり 5 番目>

(ウ) 不登校（小・中）

児童・生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数24番目

<前年度児童・生徒数 2 番目：1,000人あたり16番目>

(イ) 不登校（高校）

生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数20番目

<前年度生徒数 3 番目：1,000人あたり23番目>

(2) 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

ア かながわ元気な学校ネットワークの推進（平成23年度～）

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

イ 「いのち」の授業の推進（平成24年度～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。各学校等で行われている実践を「いのちの授業」として収集し、ホームページにて公開し、いのちを大切に作る心をはぐくむ教育を推進する。

ウ 学びをつくる（魅力ある学校づくり）

(7) 魅力ある学校づくり調査研究事業（令和元年度～）

横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けて、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組の成果を全県に普及する。

(イ) **かながわ学びづくり推進地域研究委託事業（平成19年度～）**

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

(ウ) **学級経営支援事業（平成27年度～）**

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、課題を抱える児童や学級に対し、継続的指導・支援を行い、問題行動等の未然防止を図る。

(エ) **小学校高学年教科担任制推進事業（令和4年度～）**

専科担当教員の配置と学級担任間の授業交換による指導により、小学校高学年における教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や校内の組織的な指導力・対応力の向上を図る。

(オ) **教育相談コーディネーターの養成・配置（平成16年度～）**

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として配置し、全公立学校でのさらなる活用を図る。

エ 学びを支える（関係機関との連携）

(ア) **県学校・フリースクール等連携協議会（平成18年度～）**

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けた支援の充実を図る。

(イ) **相談窓口の充実（平成6年度～）**

電話相談窓口として「24時間子どもSOSダイヤル」を平成6年度に、SNSを活用した相談窓口として「SNSいじめ相談@かながわ」を平成30年度に開設し、総合教育センターにおいて多様な相談に対応している。

(ウ) **スクールカウンセラーの活用（平成7年度～）**

【令和4年度の配置状況】

中 学 校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小 学 校：中学校に配置のスクールカウンセラーが対応

高等学校：拠点校に配置 全県立高等学校及び中等教育学校に対応

スクールカウンセラーアドバイザー：スクールカウンセラーの相談業務を支援するため、教育事務所に配置。

(イ) **スクールソーシャルワーカーの活用（平成21年度～）**

【令和4年度の配置状況】

小・中学校：4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

高 等 学 校：拠点校に配置 全県立学校に対応

オ 社会とつながる（家庭・地域との協働）

(ア) **かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ**

（平成23年度～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ地域フォーラム」を開催し、元気な学校づくりに向けた児童・生徒の主体的な取組を推進する。

(イ) **小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進**

（平成29年度～）

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクールの導入や内容の充実を図る。